

近江源氏佐々木氏の「西遷」(近江回帰)について

佐々木京極氏・佐々木朽木氏を中心に

湯浅治久

About the Omni-Genji Sasaki Clan's "Seisen" (Return to Omi) : Case Study of Mr. Kyogoku Sasaki and Mr. Kuchiki Sasaki

YUASA Haruhisa

はじめに

- ① 鎌倉期における佐々木氏一族と東国
- ② 南北朝～室町期における佐々木京極氏の「西遷」
- ③ 南北朝～室町期における佐々木朽木氏の「西遷」
おわりに

【論文要旨】

本稿は、近年注目されている中世武士団の「西遷」「北遷」の一事例として、中世成立期から全般にわたって族的発展をみせた佐々木氏一族について、その「西遷」の様相を解明せんとするものである。武士団の「西遷」「北遷」とは、鎌倉末～南北朝期にわたり主に東国に出自をもつ武士団が、結果的に本拠を西国あるいは北(東北)国へと移す現象をさす。

鎌倉時代の武士団は、近年「分業論」の視角導入により、一族を列島各地の所領に配置し、その連携とネットワークにより支配を維持していた様相が明らかになった。その延長上に、「西遷」「北遷」が存在する。それは広域的な所領を地域的に集中させて、新たな地域支配へ向かう過程でみられる現象であり、その実態と要因を説明することは、武士団の支配の深化を考察する上で不可欠の課題である。通常「西遷」「北遷」は東国武士にみられる現象だが、本稿の対象とする佐々木氏は、平安時代以降近

江国に本拠を持つ西国武士団であった。しかし平氏政権により本拠を追われ東国の渋谷氏のもとに寄寓している最中に、治承寿永の内乱を迎える。その結果、鎌倉幕府の成立に深く貢献し、源頼朝の信頼を得ることで、東国を基盤とする武士団として再生するという稀有な歴史を生きた武士団である。そして東国に基盤を持ちつつ近江や西国所領に多くの同族を輩出していったが、やがて南北朝内乱以降、その主要な一族は近江に「西遷」し、戦国期に至る地域支配を展開する。いわば彼の「西遷」とは、近江回帰なのであり、その特色ある動向は特筆される。そこで本稿では鎌倉期の同族的展開と東国・西国の所領支配と政治的地位を検討し、さらに佐々木京極氏(有名な導誉)、佐々木朽木氏という同族の間でもタイプと規模の異なる一族をとりあげ、その個々の特色を検討するものである。

【キーワード】武士団 西遷 分業論 土着 近江回帰

はじめに

近年の中世武士団研究における分業論の導入を受けて、鎌倉御家人の「西遷」「北遷」についても再検討が必要な段階となっている。筆者もかつて一族分業の視点から下総千葉氏の鎌倉期における列島規模の所領支配を分析し、その一流が肥前に「西遷」する様相を描いた⁽¹⁾。しかし所領の構造や地域社会との関連がよく分かる史料に恵まれた武士団ばかりではない。また「西遷」「北遷」する武士団の様相は、時期・契機・その後の展開ともきわめて多様であり、その実像をめぐる明確な通説は存在しないと行ってよいだろう。現状においては、むしろ様々なレベルの武士団の場合を検討し、事例を蓄積することが肝要であろう⁽²⁾。とくに、武士団Ⅱ在地領主の地域支配の深化というその後の展開を考えるに際しては、分業論の対局にある「土着」の経緯について、その実態と要因を解明することは重要な課題と言えるだろう⁽³⁾。

そこでそうした一事例として、本稿では佐々木氏の一族をとりあげたい。言うまでもなく、佐々木氏は宇多源氏の一流として近江国佐々木荘を本貫とする武士であるが、平安中期から治承寿永内乱期において特異な活躍をみせた結果、鎌倉幕府のもとにおいて重きをなした武士であり、その一族は列島全土に相当な広がりを持つ。また南北朝期以降、その主要な一流がふたたび近江国に活躍の場を得て地域権力として活躍し、戦国期に至るまで族的な展開をみせる氏族である。しかし、鎌倉幕府のもと、その武士団が鎌倉―京畿においてどのような立ち位置をもち、それがどのように近江国に「西遷」、すなわち近江へ「回帰」するのかを自覚的に扱った研究にはまだ接していない。本稿はこの点について、基礎的な考察を試みることを目的としている。

中世の名族である佐々木一族の全般について言えば、当然のごとく

鎌倉期から南北朝―室町、戦国期にいたるまでその研究は膨大なもののほるはずであるが、筆者はその全体を把握しているわけではなく、その精密な検討・位置づけは今後の課題である。ここでは本稿の関心と課題に沿って、適宜先行研究の成果を参照し、今後の研究の土台を形成したいと考える。行論としては、まず佐々木氏が東国と接触を持つ契機となった鎌倉初期の佐々木秀義期からはじめ、鎌倉政治史のなかで重きをなした佐々木一族の係累についてみる(第一章)。そしてつぎに佐々木京極氏のなかでも注目を集める佐々木高氏(導誉)とその係累の動向に焦点をあて、近江へと「西遷」する過程を追及し、その特質をみる(第二章)。さらに京極氏と比較検討するために、同じ佐々木氏であり、東国に基盤を持ちながらも、比較的小規模な一族であった佐々木朽木氏の「西遷」を検討する(第三章)ことにしたい。

① 鎌倉期における佐々木一族と東国

第一節 佐々木秀義―定綱期

まず湯山学が作成した佐々木氏略系図をもとに佐々木一族の係累と関係する氏族の系図を示しておこう⁽⁴⁾(図1)。このうち、ここでは宇多源氏流佐々木氏の祖である佐々木秀義とその子定綱を惣領とする兄弟たちについて動向を追及することにした⁽⁵⁾。

〔佐々木秀義らの東国下回〕

宇多天皇に発する源姓佐々木氏の本貫地は、近江国蒲生郡佐々木荘だが、ここには古代以来の有勢の佐々木山君系の武士がおり、両者は競合する関係にあった。佐々木山君氏は、保元の乱より以前に京武者源為義により家人に組織されるが、これに対して源姓佐々木氏は、為義の子息

年六月一七日条)、翌元暦元年(一一八四)七月の伊賀平氏の反乱を鎮圧の最中、戦死をとげる。

こうした佐々木秀義の評価については、侍身分を喪失して浪人となり渋谷重国の扶持を受ける身として劣勢に立たされていた、と指摘されている。⁸⁾したがって、治承・寿永内乱における彼の近江国の所領への志向は、佐々木氏一族が本来の本拠地への、強い「回帰」への意志をもっていったことの証左であることを、ここでは確認しておきたい。

ところで、秀義と惣領である定綱を筆頭とする子息たちは、内乱の開始される以前からそれぞれ別途の縁により人脈を形成していた。まず秀義が、渋谷重国の婿となることにより五郎義清が生まれ、また次男である経高も重国の猶子または婿となっている。これは渋谷氏との関係を深める方策と言えるだろう。そして定綱が宇都宮頼綱の婿に、(加地)盛綱が波多野義通の婿となり頼朝に近侍する一方、五郎義清は平家の「関東之御後見」(『源平盛衰記』巻二〇)である大庭景親の妹の婿になり、四郎高綱は平家への奉公のため在京するなど、である。⁹⁾当時の武士の奉公では、複数のあるじを持つ形態も多くみられるのであり、これは浪人中の佐々木氏一族が、東国で生き延びるための戦略的な方策であった可能性があるだろう。¹⁰⁾しかし鎌倉幕府が成立し軌道に乗りはじめると、おのずからその行動は、異なる様相を帯びるようになる。

〔佐々木定綱とその子息らの動向〕

秀義の子で佐々木家の惣領である定綱は、鎌倉幕府における初代の近江国守護であり、すでに文治三年(一一八七)二月九日がその初見となる(『吾妻鏡』同年同日条)¹¹⁾。したがって基本的には在京・在近江国であったと推定される。定綱については、建久元年(一一九〇)に一条能保の室の卒去を鎌倉に伝え、八条院の寵愛を受ける三位局の手紙を鎌倉に取り次ぐなど、在京活動を行い、かつ地頭職を持つ近江国湖北の浅井郡

田根荘の領家(職)を押妨するなどの活動が確認できる。¹²⁾

翌建久二年(一一九一)、定綱と子息らにとって重大事件が起こる。日吉社の宮仕が神鏡を捧げて定綱の佐々木荘の屋敷に乱入した事件である。これは同荘がこの前年の比叡山延暦寺の千僧供養料の負担を拒否したことに対する抗議行動であるが、その際、定綱の三男定重が、誤って宮仕に切りつけ神鏡を破壊してしまう。延暦寺らは神輿を奉じて入京し定綱らの死罪を要求する。頼朝の取り成しも空しく、このために定綱は逐電、子息の広綱は隠岐、定重は対馬、定高は土佐にそれぞれ流罪となる(定重はのち斬首)。在京勢力としての佐々木氏は、この事件によって大打撃を受けたことになる。¹³⁾

その後、定綱は、建久四年(一一九三)三月、後白河法皇一周忌に際して薩摩への流罪を解かれ、同年十月には鎌倉に参着した。源頼朝はこれを大変喜び、近江国守護職など旧領を安堵し、七カ国で一所ずつの所領が与えられ、さらに長門・石見両国の守護職に補任している。定綱はその後も在京と在鎌倉の活動を繰り返し、元久二年(一一〇四)に没した(『尊卑分脈』第三篇「宇多源氏」)。¹⁴⁾

〔その他の秀義の子息たちの動向〕

つぎにその他の秀義の子息の動向をみよう。まず佐々木経高であるが、建久元年に阿波国の守護の徴証があり、その後も守護としての活動がみられ、子息高重も守護に任じられている。しかし承久の乱で京方に組みし経高と子息高重とともに滅んだのちは、同国守護は小笠原氏に交代した。¹⁵⁾経高は、建久四年(一一九三)、京都守護一条能保の催促により、宣陽門院邸の警護を弟の(加地)盛綱とともに申しつけられており、畿内近国の御家人を動員して勤仕している(『吾妻鏡』同年九月七日条)。この点からして、経高も在京する西国守護であったことになる。つぎに佐々木(加地)盛綱だが、建久年間に鎌倉にあって頼朝の股肱

の臣としての活動がある一方、越後国や伊予国の守護を兼ね、その活動は東西に痕跡を残し多岐にわたっている⁽¹⁶⁾。

つぎに佐々木高綱は、建久二年に東大寺の柱の注進が畿内近国の御家人に申しつけられた際の奉行人であり、また同五年にも東大寺の柱の材木を周防国で伐採している。東大寺再建の勸進僧長源とも早くから面識があり、どちらかと言えば畿内近国での活動が目につく。高綱は建保二年(一一二四)に没する。

つぎに佐々木義清は、建久年間に鎌倉での活動が多く確認され、兄盛綱らと頼朝の行列に供奉したり、神事に参加する存在であった。またその後、隠岐国の守護となり、隠岐守・出雲守などを兼帯する。義清は、いわゆる出雲(隠岐)佐々木氏の祖であり、その子孫らは、出雲・隠岐に展開して有力な家となる。義清の子息政義は將軍宗尊親王の蹴鞠の相手として名があり(『徒然草』)、政義の兄弟の泰清は六波羅評定衆、泰清の子息時清は、文永・弘安年間に引付衆・評定衆に在職しており、関東使(鎌倉から京都へ派遣される特使⁽¹⁷⁾)も拝命している。また泰清・時清父子は検非違使にも補任されている。また時清の孫清高も、元弘三年(一一三三)に関東使として軍勢を率いて上洛、反乱軍と戦っている。このように都鄙にわたって多岐に活動の痕跡を残している⁽¹⁸⁾。

以上、秀義―定綱期の一族を中心に、その動向を在鎌倉と在京・西国の活動に留意して概観した。平安中期以降の政変のなか、本領のある近江国を離れ浪人と化した秀義と子息らは、鎌倉幕府の樹立により近江国その他の畿内・西国に所領・守護職などの橋頭保を回復・拡大することができた。しかし、時々の政治的な動向により、幕府のもとで在鎌倉の活動も当然確認できる。鎌倉時代の佐々木氏は、近江国と鎌倉・東国の双方に基盤を持つことをその特徴としていることになろう。

当時の武士のなかで、畿内近国に本領など本来的な拠点をもちながら、かつ鎌倉幕府の中核にあつて幕政を支えるという佐々木氏の属性

は、きわめて個人的で他にはなく、この点でかなり特殊な事例と言えるのではあるまいか。このことが、彼らのその後の活動に如何なる刻印をきざむのかの考察が本稿の一つのテーマである。

なお、そのためにも、彼らの東国・鎌倉における拠点となる地の検証が必要となるが、秀義―定綱期の場合、相模国の渋谷氏所領の周辺にその基盤があると推定される以上には解明できないのが現状である。この点は、以下の信綱期に下り散見されてゆくことになるので、その際に論じることにした。

第二節 佐々木信綱期

佐々木信綱⁽¹⁹⁾は養和元年(一一八一)に定綱の四男として生まれる。延暦寺との抗争における兄弟の混乱を経て、承久の乱に際して、惣領で守護にも補任されていた広綱が没した後は嫡流を継ぎ、近江国守護となる。

建仁元年(一一〇一)に幕府から追討され逃亡していた近江国柏原荘住人である柏原為永を誅し、また元久二年(一一〇五)には、幕府への謀叛を問われた京都守護平賀朝雅追討の討手となり、後鳥羽院より恩賞を給わっている。

承久三年(一一二二)の承久の乱では、叔父経高・兄広綱などが京方に与するなか、自身は宇治川の合戦で先陣の活躍をみせ、乱の後、経高は自害、広綱は捕らわれて斬首される一方で、信綱は先述のように近江国守護職を継承する。またこの時の恩賞として、近江国豊浦荘、和爾荘、堅田荘、栗本北郡、朽木荘などの地頭職を恩賞として獲得し、安貞元年(一一二七)には検非違使に任官する。また寛喜三年(一一三二)に信綱は近江守に任じられる(翌年まで在職)。これに際して、近江国には目代として清忠なる者を派遣しているので、基本は在鎌倉であったことになる。文暦元年(一一三四)から嘉禎二年(一一三六)まで幕府評

定衆を勤めていることや、嘉禄二年（一二二六）と寛喜二年（一二三〇）には鎌倉幕府の関東使として上洛していることから、それは明らかであろう。

一方、近江での活動の痕跡も確認できる。たとえば嘉禎四年（一二三三）には折から在京し鎌倉への帰還途中である將軍九条頼経を、新造の近江国小脇「御所」に迎えている。これは東海道を南向する將軍に対する守護の義務であるから、信綱が自ら果たさねばならないものであったのであろう。⁽²⁰⁾

このように佐々木信綱の場合は、近江国のみならず、関東に基盤があったことは確実である。それは、建治元年（一二七五）の六条八幡宮造営注文における御家人の帰属に際して、信綱（跡）が「鎌倉中」に所属していることにも表れている。周知のように、この史料は当時の御家人のいわば本籍を示している可能性があり、信綱の本拠が鎌倉であることを示唆していよう。少なくとも、信綱が一方の「在京」御家人に編成されていないことは明らかである。ちなみに、ここで「在京」に所属する「佐々木帯刀左衛門入道」は信綱の弟の佐々木（佐保）時綱に比定されており、これが正しいとすると兄弟間の分業の一事例とすることができるだろう。

さて、信綱の事績の最後に、在鎌倉での活動が確認される信綱の関東における基盤である所領についてみよう。これについては、わずかながら手がかりが残されている。嘉禄三年（一二二七）の紀年をもつ梵鐘が、神奈川県座間市星谷の星谷寺（しよたうくじ）に残されている（国指定重要文化財）。そのなかに「大檀那源朝臣信綱」の銘がある。これは佐々木信綱に比定されよう。この梵鐘には「相州 星谷寺 奉鑄 鐘一口」とあることから、星谷寺の梵鐘として造られたことは確実である。⁽²²⁾

星谷寺は十一世紀前半の長元九年（一〇三六）に、善宥を開山として創設された寺院で、本尊は聖観音、坂東三十三所八幡札所である。⁽²³⁾ 関東

でもきわめて古いこの梵鐘銘によれば、佐々木信綱と座間郷との関わりが窺えることになる。

相模国座間郷は、鎌倉期には国衙領に比定され、引付頭人である長井氏の所領としてみえる。また時期はくだるが、弘治二年（一五五六）の座間市鈴鹿神社の棟札（『新編相模国風土記稿』所収）には、「相州田倉那渋谷庄座間郷」とあることから、戦国期には渋谷荘内の郷村との認識も存在していた。⁽²⁴⁾ このことを踏まえれば、鎌倉時代の渋谷庄に隣接してその影響も深いところとみられる。これらのことから、渋谷重国以来、嘉禄三年の段階で、信綱が座間郷の領主であったとする可能性は高いであろう。もちろん信綱の関東での基盤は、その地位に鑑みてもこれに止まるものではないだろうが、相模国の渋谷氏本拠地に近接して所領を持っていたことは推定してもよいだろう。この点は、佐々木一族と渋谷氏との関連の深さを物語るものと言うことができる。なお信綱は、仁治三年（一二四二）三月六日に卒去する。

第三節 佐々木信綱の子息とその係累

つぎに信綱の子息たちの世代の検討に移ろう。この世代は、佐々木氏の発展にとっては特筆すべき時代であり、佐々木泰綱、同氏信、同高信、同重綱の子息たちがおり、それぞれ六角氏、京極氏、高島氏、大原氏の祖として位置づけられる。この四氏は佐々木氏一族の本流として、その後畿内近国を中心に大きな勢力を張る一族であり、その動向は本論でも重要な位置を占める。

このうち、大原氏は在京人として所見があり、⁽²⁵⁾ 関東での事績は原則として伝わらない。また高島氏とその族的な展開についてはその一流である朽木氏との関連で第三章で関説することとして、ここでは佐々木泰綱（六角氏）、佐々木氏信（京極氏）とその係累の動向について述べたい。⁽²⁶⁾

〔佐々木泰綱系(佐々木六角氏祖)〕

まず惣領である泰綱とその係累についてみよう。泰綱は信綱の三男でありながら家督を継ぎ、寛元三年(一二四五)には近江守護職の徴証がある⁽²⁷⁾。また泰綱はこれ以前の嘉禎三年(仁治元年(一二三三)～四〇)に檢非違使にも任官していることが知られる⁽²⁸⁾。また彼と彼以降の子息らの多くは、六波羅評定衆に任じられている⁽²⁹⁾。また泰綱の名字の地である六角は、周知のように京都六角東洞院を宿所としていたことから付いたものとされる。これらの点からも、彼が基本的に在京し、かつ近江国を活動拠点としていたとしてよいだろう。

ところで九条道家の日記『玉蘂』の嘉禎三年(一二三三)二月七日条には、泰綱が將軍九条頼経に寵愛されているという記事がある。北条氏はこうした点に警戒心を抱き、寛元元年(一二四三)、折からの大原重綱と泰綱の所領争いにつけこんで、泰綱が継承してきた近江国の散在所領を没収した⁽³⁰⁾。北条得宗家との対立的な関係は、泰綱の兄弟である氏信の場合と比較して対照的であり、特筆すべき事実である。ちなみに、さきに見た九条頼経と信綱、そして泰綱とのこうした関係をみると、信綱の近江国の本拠地である小脇館は、泰綱に継承されたものとしてよいだろう。

しかし、東国においても泰綱の活動の痕跡が窺える事実はそれなりに注目される。まず、彼は正嘉元年(一二五七)の時点で、鎌倉の薬師堂谷に山荘を構えている⁽³¹⁾。

また、弘長三年(一二六三)の紀年を持つ、かつて武蔵国河崎荘内にあった勝福寺の旧蔵梵鐘銘は、泰綱の関東での基盤を考える際に注目される史料である。これによれば、泰綱は武蔵国河崎荘の勝福寺の大檀那としてその名が刻まれている⁽³²⁾。このことから、河崎荘に権益を持っていたことが推測できる。武蔵国河崎荘は、この史料以外には、わずかな所見しかなく、詳細がほとんど不明な東国荘園だが、その名のように多摩

川の河口に位置する現川崎市の河崎山王社(現川崎稲毛神社)の周辺に比定できる荘園である。河崎山王社は、南北朝期の深大寺僧長弁の『私家抄』に記載のある神社であるから、河崎荘の存在をあなたがちに否定することはできない⁽³³⁾。

この河崎荘と泰綱を結びつけるものは、彼の母、すなわち信綱の妻にかかわる事績である。泰綱の母は、河崎(中山)五郎為重の娘との所伝がある(『尊卑分脈』第三篇⁽³⁴⁾)。河崎為重とは、秩父平氏の惣領である秩父重綱の弟で、武蔵国荏原郡を領し「河崎冠者」「小机六郎」を名のる基家を祖とする一流で、基家の子河崎重家の子にあたる(【図1】参照)。為重の兄には、佐々木秀義らと所縁の深い渋谷重国がいる。その弟が「中山」「河崎五郎」を名のる為重である(ただし為重は比企能員の婿となり建仁三年(一二〇三)の比企氏の乱で滅亡)。つまり信綱は、一族と昵懇である重国の弟の娘をめとり、親族につらなつたことになる。ここから為重が開発に深くかかわつたであろう河崎荘と佐々木泰綱の関連が窺えるのである。ちなみに梵鐘に泰綱とならび名を連ねている「比丘尼十阿」が為重の娘・泰綱の母に比定されている。河崎荘は基家が多摩川河口の低湿地を開発して権門に寄進したものと推測されており⁽³⁵⁾、その後河崎(中山)流の一族に伝領され、その権益(地頭職か)が泰綱に帰したことになる⁽³⁶⁾。またこのことは、さきの信綱の座間郷の場合と同様、渋谷重国と佐々木秀義以来の関東における所縁とも重なるものであり、佐々木氏の相模・武蔵における権益の成り立ちを象徴するものと言えるであろう。

ところで時代は遡るが、延応元年(一二三九)、幕府は武蔵国小机郷烏山の水田開発を泰綱に命じている(『吾妻鏡』同年二月一四日条)。これは武蔵国の国務を掌握した北条氏の開発政策の一環として進められたものである。小机は基家が号する地名であり、のちに保として再編される国衙領であり、河崎流平氏の所領であった可能性が高い。烏山は、泰

綱の子輔綱、その子輔時が号しており（『尊卑分脈』第三篇）、土着した泰綱の係累に、烏山氏を名乗る一族がいたことを示唆している。中山・小机・烏山は鶴見川の流域として、地域的・地形的にも一体性を持っている。この地域が、泰綱流佐々木氏の基盤の一つであったことは、ほぼ間違いないだろう⁽³⁷⁾。

こうした基盤を東国に持つ泰綱ではあるが、建治二年（一二七六）に没する。その後は彼の子息佐々木頼綱が近江守護職を継承し、跡を継ぐことになるが、その佐々木頼綱も東国に所領を持つこと、さらに在京・近江での活動との関連で、東国の所領の経営のあり方が窺える史料があるので、以下で検討しておこう。

相模国鎌倉郡長尾郷は、平安時代以来、鎌倉党の一族長尾氏の本領であったが、長尾氏が三浦氏の家人となっていたことで、宝治元年（一二四七年）の宝治合戦で一族が没落し、泰綱に与えられたと推測されている⁽³⁸⁾。この相模国長尾郷をめぐることは、頼綱の時代に鶴ヶ岡八幡宮供僧と相論となっている。史料を掲出しよう⁽³⁹⁾。

一、若宮供僧訴申相模国長尾郷地頭職備中前司頼綱事、其身雖為在京、以子息進置代官之間、直可被尋彼子息、

鶴ヶ岡供僧との相論の内容はわからないが、長尾郷の權益が、泰綱―頼綱の継承している地頭職であること、また頼綱が在京しており、関東には代官を派遣していること、その代官は頼綱の子息であること、がわかる。とくに代官が子息であることは、都鄙間における東国所領の経営が、親子間の分業として行われていたことを示しており興味深い。この史料の「子息」は、頼綱の子の佐々木時信のことであろう。

時信と長尾郷についてはつぎの史料もある。正和三年（一三二四）の関東下知状⁽⁴⁰⁾によれば、鶴ヶ岡八幡供僧が、佐々木千手丸代忠信を相手に

長尾郷小雀村年貢のことを争っていることがわかる。ここでは下地と百姓の、地頭による進止を双方とも認めているので、長尾郷は泰綱流の地頭請所となっていたものと思われる。また佐々木千手丸は時信のことと推測され、長尾郷領有がこの時期まで継続されていたこともわかる。その後、南北朝期～室町期に佐々木六角氏が長尾郷を所領と認識していた⁽⁴¹⁾。徴証もあり注目されるが、基本的には鎌倉時代で、その実質的な領有は終了したものと思われる。

頼綱は延慶三年（一三一〇）に卒する（『尊卑分脈』第三篇）。跡を継いだ時信についても嘉暦四年（一三二九）に近江国守護職の活動の痕跡があり⁽⁴²⁾、守護職は継承されている。また時信は鎌倉時代末期には在京人としての活動がある⁽⁴³⁾。幕府滅亡の際、時信は六波羅探題時益・仲時を助け最後まで彼らに付き従っている。北条仲時の一行が近江国番場峠で自刃する直前に、宮方（後醍醐天皇）に降参することで生きながらえた。その際、足利尊氏に時信を仲介したのは京極導誉である。このことで、六角氏は南北朝の内乱の開始時に武家方として出遅れることになったという。時信のあとを継いだ南北朝期の近江国守護六角氏頼はナイーブな人として『太平記』に描かれているが、彼の時代は、本来の近江国における守護としての活動痕跡がメインとなる⁽⁴⁴⁾。ただし、六角氏は時信以降も、東国の所領についてそれなりに留意している痕跡がある⁽⁴⁵⁾。このことも、彼らの東国への執着を示しており、興味深い事実であると言えよう。

以上、信綱の遺跡を継いだ泰綱とその係累についてみてきた。それらを小括すれば、彼らは基本的には在京して活動する一族とすることができよう。しかしながら、それなりに東国に拠点を形成し、痕跡を残していることは、注目されてよいだろう。

〔佐々木氏信系（佐々木京極氏祖）〕

つぎに信綱のもう一人の子息である氏信以下の係累についてみよう。

彼らは京極を名乗る一族であり、氏信はその祖とされる。氏信は、信綱より京都京極高辻の屋敷を伝領したことから京極氏を名乗る⁽⁴⁶⁾。

氏信は承久二年(一二二〇)生まれ、佐々木信綱の家督を嗣いだ泰綱が幕府により警戒されたのに比べ、幕府(北条氏)に取り立てられて頭角を現した人物である。それは幕府による佐々木嫡流家に対する掣肘策であるとされる⁽⁴⁷⁾。宝治合戦では三浦氏討伐に活躍し、建長四年(一二五三)に將軍九条頼嗣に謀叛の疑いありとしてこれを廃立し、一味を京都へ追放するきっかけを作った。文永二年(一二六五)には引付衆、翌三年には評定衆に昇進、弘安七年(一二八四)まで一八年間在職した。この間、弘安六年には父信綱と同じく近江守に任じられている。また近江国坂田郡柏原庄内に清滝寺を創建したとされ、弘安九年に「没後追善忌日月忌以下料田」を寄進している⁽⁴⁸⁾。また宝治二年(一二四八)以前から建長七年(一二五五)の間、檢非違使に任官している。

こうした経歴をもつ氏信の主な活動拠点が、どちらかと言えば幕府に近い鎌倉あるいは東国にあることは自然であろう。氏信は「桐谷殿」と称され、鎌倉の桐谷に住していた⁽⁴⁹⁾。「桐谷」は鎌倉材木座の小地名である。後述するように材木座は京極導誉が貞治六年(一二三六)に足利義詮より「返付」されており⁽⁵⁰⁾、それ以前から京極氏の所領であったことになる。これらの事実から、それは氏信の代からと推定して間違いないだろう。

材木座周辺には、弁ヶ谷・経谷などの谷が入り込む。弁ヶ谷の高御倉には浄土真宗最宝寺があったが、同寺は氏信の一族が管領し室町期にまで存続する。また時宗である来迎寺があり、これも京極氏由縁の寺とされる⁽⁵¹⁾。これらから、材木座・桐谷周辺が氏信以来の京極氏の鎌倉における拠点であったことが推察できるのである。そして氏信は、父信綱と同じく関東使を勤めている。その年次は、寛元二年(一二四四)、文永三年(一二六六)、同六年(一二六九)、建治元年(一二七五)、弘安五年

(一二八二)に登り、その用務は西園寺家への弔問や畿内の大社寺の紛争調停などであったという⁽⁵²⁾。

氏信の段階の関東における所領としては、材木座のほか、弘安八年(一二八五)に上総国武射郡が幕府により与えられている⁽⁵³⁾。安達氏を討伐した霜月騒動の勲功として与えられたものである。その他、湯山学によれば、武蔵国太田洪子郷、常陸国真壁郡源法寺郷がこの時氏信のものとなった可能性があるという⁽⁵⁴⁾。氏信は永仁三年(一二九五)に卒した⁽⁵⁵⁾。『尊卑分脈』第三篇⁽⁵⁶⁾。

なお氏信には頼氏、満信、宗綱の子息があったが、頼氏・満信は早世し、宗綱が跡を継いだ。宗綱も弘安四年(一二八一)に引付衆、永仁三年(一二九五)には評定衆となり、また弘安一〇年(一二八七)に將軍惟康の右近衛大将辞退、永仁四年に南都興福寺の件で関東使を勤めていることから、父と同様な経歴を持つとしてよいだろう⁽⁵⁶⁾。また霜月騒動の勲功により従五位下・能登守に任官しており、永仁五年(一二九七)に卒去する⁽⁵⁷⁾。

しかし宗綱の子息貞宗は、嘉元三年(一二三〇)の嘉元の乱の討手の一人として、当時十九才で討ち死にし⁽⁵⁸⁾、その故か事績がほとんど伝わらない。そのなかで、貞宗に関連して、京極氏一族の東国での所領の実態を知ることができる注目すべき史料が近年確認できたので、検討しよう。

可令早弟童子丸領知、上総国武射郡北郷内栗山・賀志毛・堀内・吹入・山甲・古和・長倉・小原子・下里倉・片野・角田・高谷・菱田・山室・新田・南蓮沼・松本・高田以上拾捌箇村、近江国柏原庄・伊吹庄、越前足羽社、伊予国近井郷(二期知行分除之)、上野国多胡庄、相模国豊田庄三分一(田拾玖町并、畠拾貳町)、陸奥国⁽⁵⁹⁾□沢村、鎌倉屋地壹町(和賀江口式拾捌丈、奥式拾丈)事
右、能登三郎左衛門貞宗、未処分而死去之間、以弟童子丸、為嫡子

所致配分也者、早守先例、可致沙汰之状、依仰下知如件、
延慶元年十月廿五日

陸奥守平朝臣 判
相模守平朝臣 判
(天弘宗意)
(北条時時)

この史料は、『平成十五年東京古書会館落成記念 明治古典会古書大入札会目録』に掲載された写真により、『千葉県の歴史資料編 中世5県外文書2・記録典籍』に収録されたもので、おそらく「佐々木文書」から流失したものではないかと思われる。⁵⁹⁾

延慶元年(一三〇八)の関東下知状案であり、内容は貞宗が所領を未処分のまま死去したので、幕府が介在して「弟童子丸」を嫡子として所掲の所領を譲与する、というものである。貞宗の弟については不明であり、この譲与が誰になされたかを知ることができないが、いくつかの点から、これらが氏信以降の京極氏の根本所領である可能性を指摘できる。

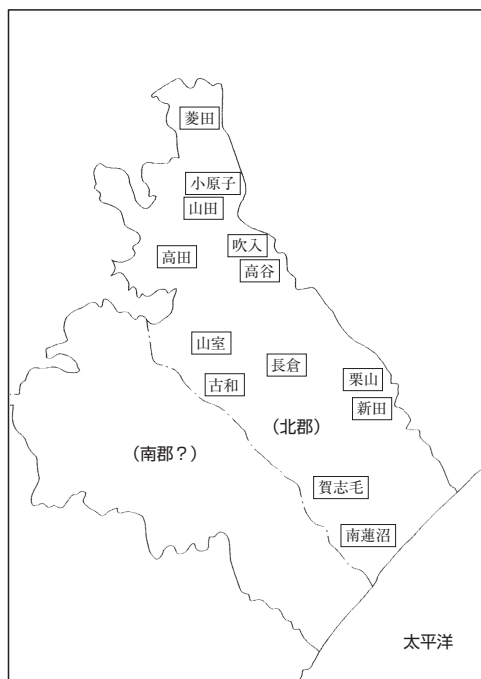
まずさきに見た氏信に与えられた上総国武射郡が「武射北郷」として一八村の郷内の村名とともに出ている。この場合、村名の比定から武射郡の「北」に位置することが判明し(【図2】⁶⁰⁾を参照)、南は他者に譲与された可能性がある。いずれにせよ、氏信以来の上総国の所領が貞宗に伝領されていることを確認できる。つぎに鎌倉屋地一町として「和賀江口」が見えている。これはその形状からして短冊状の「町屋」と思われるが、おそらくさきに見た氏信の屋敷の所在地である材木座の一部に相当するものである。和賀江(島)は鎌倉の人工築湊であり、材木座の海岸部に位置するからである。これらから、氏信から貞宗への所領の伝領が確認できる。

さらに興味深いのは、その他の所領が、後の「佐々木文書」⁶¹⁾などから判明する佐々木京極導誉の所領として確かめることができる点である。近江柏原荘・伊吹荘、越前足羽荘、伊予近井郷、上野多胡荘、相模豊田

荘の所領である。このことが、この史料が「佐々木文書」から流失したものと推定する根拠となるが、それと同時に、これらの所領が京極導誉に伝領されてゆく、という流れを確認することができる。ここに、鎌倉時代の京極氏の係累に属する一族が、全国に多くの所領を形成していたことが明らかになる。

それでは、貞宗の所領が導誉に流れてゆくのは如何なる理由によるものか。これは、導誉が貞宗を養父として京極の嫡流を嗣いだことを意味することに他ならない。導誉はそもそも、早世した満信の孫であり、京極氏の傍流であったのが、貞宗に子がなく、養子となり嫡流を嗣いだのである。⁶²⁾ 導誉の事績については次章で述べたい。

【図2】 武射北郷の郷村



【小 活】

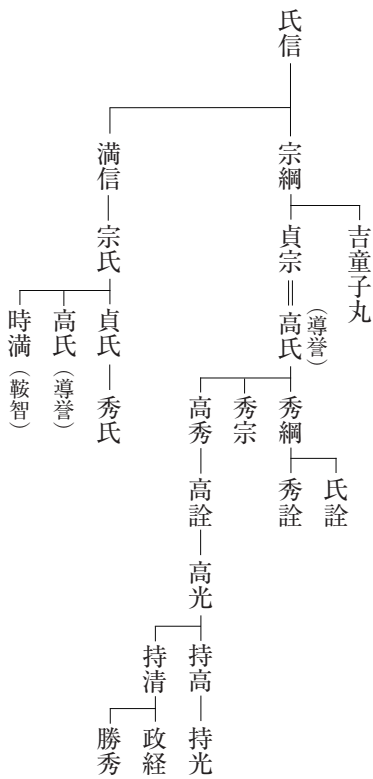
以上、佐々木秀義の東国への下向からはじまり、秀義と子息らの動向、信綱期の動向と基盤の形成、信綱以降分流する佐々木諸氏の動向と所領

形成について、在京・畿内近国の動向と在鎌倉・東国における動向に留意して概観した。その結果、とくに信綱の子息らから始まるそれぞれの氏族のうち、嫡流の佐々木六角氏、傍流ながら幕府の後盾を持ち活躍する佐々木京極氏の動向については、鎌倉中〜後期の動向としてそれぞれ特色がみられた。

この点を一概に整理することは容易ではないが、政治的に幕府(北条得宗家)との距離と幕政上の立場、そして在京活動と近江守護職の維持という点に注目すれば、どちらかといえば、佐々木京極氏は在鎌倉・関東を拠点とし、佐々木六角氏は在京・近江を拠点とする、という区分けができるように思われる。これは同じ佐々木一族にしても、政治的なスタンスにより都鄙間の立ち位置に相違が生まれていることを意味しており。興味深いと言えるだろう。

【図3】

佐々木京極氏略系図



そして鎌倉後期〜末期の政治的変動のなか、京極氏は佐々木(京極)導誉を生み出し華々しい活躍をみせるのに対し、六角時信―氏頼は政治的変動へも乗り遅れた感がある。

ただし、その後の両氏族の地域的展開を視野に入れるならば、また違った局面がみとれると言える。六角氏が近江守護としていち早く近江に拠点を据えるのに対し、関東・幕府(北条氏)に近い京極氏の場合は、いささか紆余曲折があるのであり、それは如何なる要因により、どのような意味を持っていたのだろうか。そして京極氏は、どのような過程を経て近江へ「回帰」するのだろうか。この問題について、つぎの章であらためて検討してゆこう。

②南北朝〜室町期における佐々木京極氏の「西遷」

―佐々木導誉を中心に―

第一節 佐々木導誉の動向

【鎌倉幕府滅亡以前】

佐々木導誉⁽⁶³⁾については、幸いにしてしばしば参照した森茂暁による詳細な評伝がある⁽⁶⁴⁾。また京極氏の所領の動向を追究できる「佐々木文書」⁽⁶⁵⁾も多数存在しているので、以降はこれらを参照しつつ、その事跡を確認してゆこう。まず諸史料を勘案して筆者が作成した佐々木京極氏の略系図を【図3】として掲げる。

導誉は永仁四年(一二九六)に生まれ応安六年(一三七三)に七八才で没する。その生涯のうち南北朝内乱に遭遇し、結果的に近江に確実な拠点を形成し、近江・京都を中心とするその後の佐々木京極氏の活躍の土台を形作る。また所領に関する詳細な史料にも恵まれているので、その動向を跡付けることができることも特筆される。

森も指摘するように、導誉は鎌倉御家人である父宗氏のもとに鎌倉で

生を受け、成長したものと考えられる。その後早世した貞宗の養子となり京極氏宗家を継いだ。鎌倉では北条高時に仕え、当初は「高」の字を高時から拝領し高氏と名のつた。

元亨三年（一三三三）の高時による父貞時の十三年忌供養に際しては「佐渡大夫判官」として名がみえることから、佐渡守の受領名と、父祖とおなじく檢非違使（大夫判官）に任官していたことがわかる。⁽⁶⁶⁾その後嘉暦元年（一三二六）、高時の出家にあわせ自らも出家し導誉と号した。

このように当初は北条得宗に近く、従来の京極氏の政治的立場を継承している。後醍醐天皇による倒幕運動である元弘の変では、幕府による北条一門に加わり、他の佐々木氏一族とともに上洛し、そのまま在京している（『光明寺残篇』⁽⁶⁷⁾など）。元弘二年（一三三二）には三月に後醍醐を隠岐に護送し、六月には幕府の命令により鎌倉へ護送中の廷臣北畠具行を近江国柏原で斬っている（『太平記』）。柏原は東山道の宿駅で、父祖以来の所領柏原荘のうちである。この導誉の行動は、近江国の彼の所領・交通の要衝であるがゆえの措置であろう。翌三年の足利高氏（尊氏）の上洛、六波羅探題攻撃に際しての行動は不明だが、森も述べるように、都鄙の交通を遮断するために柏原近辺に待機していた可能性が高いと考えられよう。

【鎌倉幕府滅亡以降】

後醍醐天皇の倒幕により建武政権が成立するに際しては、導誉はすぐに幕府を見限り、足利尊氏と連携していたふしがある。そして建武政権では、おそらくは尊氏の後押しにより雑訴決断所の職員にもなっている。しかし建武政権下の近江守護は佐々木（六角）氏頼であり、その後も継続されることは留意される。建武二年（一三三五）七月の中先代の乱では、導誉は尊氏に随い東国に下向し戦功を挙げている。

翌建武三年の室町幕府の開創から観応の擾乱にいたる二〇年あまりの

期間は、室町幕府の体制が紆余曲折を経て整備されてゆく時期にあたる。この時期は導誉の地域支配の進展、守護職・所領の獲得、幕府中心の役職に就く時期であり、その過程に有名な白河妙法院門跡への狼藉事件がおこる。この時期の佐々木（京極）導誉、また佐々木（六角）氏頼らにとつて、まず居所であり政務を執る場としても京都の重要性が改めて認識させられ、京極・六角という名字に由来する居所もその重要性を増したと推測できる。

また一時的にはあるが建武五年四月に尊氏により念願の近江守護に補任される。しかし暦応元年（一三三八）以前には佐々木（六角）氏頼がふたたび守護に補任される⁽⁶⁸⁾。政治的には激しい転変に直面していたと推察される。暦応三年（一三四〇）の妙法院焼き討ちに際しては、幕府の措置により子の秀綱とともに配流の刑に服している。しかしほどなくして導誉は躍進の時代を迎える。

康永二年（一三四三）には、まず出雲国守護に補任される（貞治六年（一三六七）まで確認⁽⁶⁹⁾）。また以降引付頭人に就任、評定衆になる。また公家との折衝にあたる武家申詞の伝達にしばしば携わっている。

そしていよいよ観応の擾乱となるが、導誉はいち早く尊氏方に属すること、康永四年には尊氏の所領安堵の恩顧を蒙る。一方直義方との板挟みとなった六角氏頼は懊悩のあまり出家し守護職も一端手放している点は留意される。

観応三年（一三五二）に鎌倉で直義が殺害されることで擾乱は終息するが、導誉は正平六年（観応二年）に足利義詮により「佐々木大惣領」として一族の軍事的統率を図るよう命令が下された⁽⁷⁰⁾。これは六角氏頼の出家を受けた代替措置だったが、ほどなく氏頼の復帰により六角氏の政治的位置は保証されている。以上、佐々木京極氏の当主としての活躍が顕著であるものの、佐々木六角氏の地位は無視しえない点も注目されよう。

さて、正平の一統から晩年にあたる貞治六年(一三六七)あたりまでが、導誉の後半生となる。この時期は「武家権勢道誉法師」(『園大暦』延文四年(一三五九)八月一七条)とされるように、幕府内に大きな権力を獲得する時期であるが、同時にその晩年にもあたる。役職は山門造・營奉行、政所執事、引付頭人への再任がある。また山名時氏との抗争の結果、文和元年(一三五二)以前に出雲国守護に復帰し、また摂津国守護職を延文年間獲得するなどしている。また南朝との和睦についても積極的に関わった。

最後に政務引退の直前である貞治六年五月の行動をみておく。ここで導誉は足利義詮の使者として鎌倉に下向した。これは四月に死去した鎌倉公方足利基氏の後継者として、子の足利氏満への公方の継承を円滑にすすめる意図のもとになされたものであった。この鎌倉下向の意義については、のちに言及したい。さて、導誉の重要な政務への関与はこのあたりを最後とし、同年の十一月には細川頼之が管領に就任する。ここで初期の室町幕府の主導者の交代ということになる。そして応安六年(一三七三)、疫病を病み近江で没する。享年七八才であった。

こうした佐々木導誉とその一族の活動において、改めて安堵、または新たに給付が確認された所領の性格と特質については節をあらためて検討したいが、それにも関連して導誉の子息たちについてここで概観しておく。導誉には三人の男子がいた。秀綱、秀宗、高秀である。秀綱は長子で惣領だが、生年・母ともに不明。史料上の初見は建武一年(一三三三)である。暦応三年(一三四〇)頃から活動が活発になり、侍所頭人・検非違使に任じられる。導誉の後継者と目されていたが、文和二年(一三五三)に、南朝の攻勢にさらされた足利義詮が、後光厳天皇を伴って京都を退去した際に同道し、近江堅田で戦死している。なお秀綱の子である秀詮・氏詮は、康安年間にはやはり南朝との戦いで、摂津において落命している。秀宗は二階堂時綱の女を母として生まれるが、関係史料

は少ない。貞和四年(一三四七)に南朝との合戦で大和国水越において戦死している。三男の高秀は二人とは異なり導誉より長生きしており、最終的にその跡を継いで後継者となっている。延文二年(一三五七)に秀綱と同じく侍所頭人となる。高秀は導誉の死後も活躍するが、暦應元年(一三七九)の細川頼之が失脚する、いわゆる康暦の変の際、京都四条京極の屋敷を没収され、追討命令を蒙ったが、子息の高詮の弁訴や二条良基のとりなしにより同年四月に赦免された。明徳二年(一三九一)に近江堅田で戦死している。

高詮は六角氏頼に養子に出ていたが、高秀の跡を継いで佐々木京極氏の当主となる。兄弟に尼子氏をおこす高久がいる。高詮のつぎには高光・持高、持光、持清と京極の家を継いでゆくことになる。以上を前提として、所領の分析に移ろう。

第二節 佐々木京極氏所領の変遷と東国

「佐々木文書」には鎌倉時代からの佐々木京極氏の所領に関する史料が豊富に残されている。これを利用して、佐々木導誉を中心とした所領については、すでに森茂暁、細川重男らが整理しその特質に言及している⁽¹⁾。当該期の佐々木京極氏は、近江国に多くの所領を把握する一方で、地頭職などに留まらない軍事指揮権、所務遵行権の行使から、その職権が守護六角氏に対比して分郡守護なのか奉公衆的なものなのか、など多様に論じられている⁽²⁾。本稿はこの問題には踏み込まないが、森が導誉について「所領支配を通じた政治的関心は、京都のみならず、関東方面にも強く及んだものと考えられる」とするよう、必ずしも京都・近江方面への志向性を指摘するのみでは不十分であると考ええる。

そこでここでは導誉を中心として、その後のおよそ一五世紀前半までをとりあえずの範囲として、所領の構成について概観してみよう。

まずこの時代までの所領の変遷を時系列にまとめた【表1】を作成し

【表1】 佐々木京極氏の所領の動向

年号	西暦	国名/所領	宛行主	佐々木氏	出典No.	備考
弘安8	1285	上総国/武射	鎌倉幕府	氏信	1	
建武2	1335	上総国/武射北郷	後醍醐天皇	導誉	2	
同	同	武蔵国/太田洪子郷	足利尊氏	宗綱女子	3	
同	同	上総国/畔森荘	足利尊氏	導誉	4	勲功賞
同	同	伊豆国/土肥戸田	足利尊氏	導誉	4	同
建武4	1337	越中国/横江保地頭職	足利尊氏	?	5	佐々木五郎左衛門(貞満)跡
同	同	越前国/田中荘	足利尊氏	秀綱	6	秀綱=導誉子息/勲功賞
建武5	1338	近江国/守護職	足利尊氏	導誉	7	
康永2	1343	出雲国/守護職	足利尊氏	導誉	8	
同4	1345	近江国/甲良荘地頭職	足利尊氏	導誉	9	勲功賞
同	同	河内国/甲斐荘地頭職	足利尊氏	導誉	同	同
貞和3	1347	近江国/多賀社地頭職	足利尊氏	善観	10	善観=貞氏(導誉の兄)
観応2	1351	上総国/一宮荘	足利尊氏	導誉	11	勲功賞
同	同	下総国/埴生荘	足利尊氏	導誉	同	同
同	同	若狭国/税所今富	足利尊氏	導誉	同	同
同	同	近江国/日野牧	足利尊氏	導誉	同	同
同	同	上野国/多胡荘地頭職	足利尊氏	導誉	同	同/文和2 違乱
同	同	遠江国/浅羽荘地頭職	足利尊氏	導誉	13	近江国播磨田郷の替
同	同	遠江国/小相郷	足利尊氏	導誉	同	同
同	同	常陸国/佐都東(上相民部大輔跡)	足利義詮	秀綱	14	勲功賞/大庭御厨の替
同	同	丹波国/世木郷(神田五郎入道跡)	足利義詮	秀綱	同	同
同	同	出雲国/日登郷(佐藤二郎左衛門尉跡)	足利義詮	秀綱	同	同
文和1	1352	近江国/田根荘地頭職	足利義詮	導誉	17	勲功賞
観応3	同	美作国/勝田荘内陶方地頭職	足利義詮	秀綱	18	元の如く補任
文和1	同	近江国/余呉荘地頭	足利義詮	導誉	19	要害所として補任
同	同	近江国/下坂地頭職(小早河五郎跡)	足利義詮?	導誉	20	勲功賞
同2	1353	近江国/分郡本所領半済(除一門寺社領)	足利義詮	高秀カ	21	高秀=導誉子息/兵糧料所
同3	1354	出雲国/富田荘	足利尊氏	導誉	24	勲功賞
同	同	美作国/青柳荘	足利尊氏	導誉	同	同
同	同	近江国/江邊荘・鳥羽荘下司職	足利尊氏	導誉	同	同/佐々木美作前司跡
同	同	近江国/多賀荘一門・石炭召次	足利尊氏	導誉	同	同/号米尼子
同	同	相模国/豊田荘	後光厳天皇カ	導誉	25	安堵
同	同	上総国/武射北郷	同	導誉	同	
同	同	下総国/大和田四郷	同	導誉	同	
同	同	近江国/柏原荘	同	導誉	同	
同	同	近江国/伊吹荘	同	導誉	同	
同	同	上野国/多胡荘	同	導誉	同	
同	同	下野国/足黒郷	同	導誉	同	
同	同	越前国/足羽荘	同	導誉	同	
同	同	伊予国/近井郷・埴生郷	同	導誉	同	
同	同	出雲国/安来荘	足利尊氏	?	26	佐々木秀綱跡
同	同	伯耆国/小鴨次郎同庶子等跡・蚊矢荘など	同	?	同	同
同	同	因幡国/私部郷	同	?	同	同/毛利次郎同庶子跡
同4	1355	上総国/守護職	足利義詮	導誉	28	元の如く補任
同	同	近江国/關所・寺社本所領便宜之地	足利尊氏	導誉	30	
同	同	近江国/馬淵荘北方地頭職(筑後守頼尚跡)	足利尊氏	導誉	31	勲功賞/常陸国信太下条の替
延文1	1356	近江国/長岡郷	足利義詮	秀氏	33	秀氏=貞氏子息
同4	1359	近江国/多賀荘地頭職	足利義詮	導誉	36	勲功賞
同	同	飛騨国/守護職	足利義詮	導誉	37	
同	同	近江国/長岡郷(除末丈名内屋敷・五十石下地)	足利義詮	佐々木弥童子丸	38	弥童子丸=秀氏養子カ
同	同	美濃国/鞍智郷一方・鎗物師屋郷・小築郷・大跡郷	同	同	同	
同	同	上総国/且塚郷	同	同	同	
同	同	越後国/白河荘等地頭職	同	同	同	
同5	1360	三河国/渥美郡地頭職(除今度治定別給等)	足利義詮	導誉	39・40	勲功賞
康安1	1361	近江国/草野荘・福永新荘・加田荘各半済	足利義詮	導誉	41	勲功賞
貞治5	1366	出雲国/守護職	足利義詮	導誉	42	元の如く補任/康永2参照
同	同	摂津国/多田院	足利義詮	導誉	43	元の如く返付
同6	1367	相模国/鎌倉材木座	足利義詮	導誉	45・46	下文に任せ返付
康暦1	1379	飛騨国/守護職	足利義満	高詮カ	49	高詮=高秀子(猶子)
同	同	三河国/渥美郡地頭職(除野依郷)・下和田郷	室町幕府	高秀	50・52	安堵/高秀=導誉子
康応1	1389	三河国/下和田郷段銭以下諸公事	室町幕府	高秀	55	守護役免除*
明德1	1390	尾張国/志那野・島原等	室町幕府	高秀	57	
同	同	尾張国/大浦分田(高山跡)	室町幕府	高秀	58	
同	同	美濃国/多藝内吉田(高山跡)	室町幕府	高秀	60	
同	同	伊勢国/蘇原荘	室町幕府	高秀	216	
同3	1392	出雲国/本領新恩所	足利義満	高詮	62	

【表 1】 佐々木京極氏の所領の動向 (つづき)

年号	西暦	国名/所領	宛行主	佐々木氏	出典No.	備考
同	同	美作国/青柳荘	室町幕府	高詮	63	赤松違乱につき召返
応永 1	1394	上総国/畔蒜荘	足利義満	高詮	64	返付/禁裏御服料
同	同	近江国/余呉荘・福永新荘	足利義満	高詮	65	返付
同 2	1395	出雲国・隠岐国/守護職・關所分	足利義満	高詮	66・67	山名播磨守(満幸) 誅伐賞
同	同	隠岐国/那具村地頭職	足利義満	高詮	68・69	地頭職買得地安堵
同	同	山城国(京都)/四条富小路北東類地	足利義満	高詮	70	
同 3	1396	三河国/渥美郡	足利義満	高詮	71・72・73	元の如く返付/守護不入*
同 5	1398	近江国/十二条・十三条・箕浦領家職・平方等	足利義満	高詮	75	証文紛失により安堵
同	同	近江国/伊香中荘	足利義満	高詮	76・77	返付
同	同	三河国/渥美郡内所々(除今橋御厨)	足利義満	高詮	78～81	守護違乱停止/守護使不入*
同 6	1399	三河国/下和田郷用水	室町幕府	高詮	82	額田郡河下諸給人不可有異議
同	同	近江国/佐々木鏡跡	足利義満	高詮	83・84	
同	同	山城国	足利義満	高詮	85	料所として預け置き
同	同	石見国/守護職	足利義満	高詮	86	
同 8	1401	丹波国/世木村諸公事・臨時課役・守護反銭	足利義満	高光	88～91	免許/守護使入部停止*
同 9	1402	三河国/下和田郷諸公事・臨時課役・反銭	足利義満	高光	92・93	免許/守護使不入*
同 10・11	1403・4	美濃国/鵜飼荘地頭職・土岐高山跡など	足利義満	高光	94・95	免許/守護使不入*
同 13	1406	飛騨国/富安郷	足利義満	高光	96・97	料所預け置き
同 18	1411	東国知行分(注文在之)	足利義持	高光	98	臨時課役・守護役停止*
同	同	飛騨国/富安郷	足利義持	高光	99・100	料所預け置き
同	同	飛騨国/石浦郷地頭職・江名子・岡本保	足利義持	高光	101・102	料所を止め預け置く
同 20	1413	出雲国・隠岐国・飛騨国/守護職	足利義持	持高	104・105	持高=高光子
同 24	1417	出雲国・隠岐国/關所分・多祢郷等	足利義持	持高	106	当知行安堵
同	同	上野国/多胡荘後閑引絹	足利義持	持高カ	107	
同 25	1418	美濃国/船木荘内十五条十七条別符郷	足利義持	持高	108	明德1年下文に任せ当知行
同 27	1420	武蔵国/太田洪子領家職	室町幕府	持光	109～111	地頭職に混ぜ葛山氏違乱
同 32	1425	近江国/今井・堀跡職名田島等	足利義持	持清	112	
同 34	1427	美濃国/船木荘内十五条十七条別符郷	室町幕府	持光	113	明德1年下文に任せ当知行
同	同	尾張国/於田江鹿田等	室町幕府	持光	同	同

※出典Noは、「佐々木文書」のものである。

た。これを参照しつつ考えてみよう。はじめに所領の検索の範囲を述べておく。この表は基本的に「佐々木文書」が蓄積されはじめる弘安八年(一二八五)から応永三十四年(一四二七)までの範囲の所領を検索している。これは東国の所領が検索できる下限を意味している。ちなみに東国とは一般的には三河国以東を指すが、ここではそこに美濃・尾張・伊勢・越後の国々を含めた意味で使用している。これは佐々木京極氏の所領の中心となる近江国以西に比して、東国あるいは東国への橋頭保となり得る所領の意味を考えるためである。また安堵・宛行いのほとんどは室町幕府・將軍であり、下限は足利義持の代である。京極氏の当主としては佐々木持高の時代までとなっている。

そこで【表1】中で網掛けをしたものが東国に属する所領ということになる。一見してまず応永末年に至るまでの確かな存在を確認できるであろう。以上を前提に、以下便宜上導管期とそれ以降に区分して論じることにはしたい。

「佐々木導管の時代」

まずは第一章三節でふれたとおり、これらのなかには、建武二年の上総国武射北郷をはじめとして、延慶元年(一三〇八)段階の佐々木貞宗の根本所領が含まれている。観応二年の上野国多胡荘、文和三年の相模国豊田荘、近江国柏原荘、同伊吹荘、越前国足羽荘、伊予国近井郷、貞治六年の鎌倉材木座である。つまり、佐々木貞宗期までに形成された東国の所領が、基本的に導管に継承されていることになる。

とくに文和三年の後光厳天皇とみられる論旨による所領の安堵は、前年死去した秀綱の論功行賞である可能性が高い。

さきにみた秀綱の後光厳天皇への献身を考えると、秀綱の死の代償とも言うべき一括安堵であり、そのなかにも多数存在していることは重要である。加えて建武年間、観応年間、そして文和・延文年間に至っても、

勲功賞などの新恩として多くの東国所領が幕府から宛行われている。さらにこれに加えて、文和四年に導誉は、上総国の守護にも任命されている⁽⁷⁴⁾。佐々木京極氏の上総守護就任は、すでに観応二年(一三五一)に導誉の子息秀綱の例が知られており、導誉の就任は秀綱の再任の意味あるとされる⁽⁷⁵⁾。上総国は武射北郡、畔蒜荘をはじめ導誉段階での重要な所領が集中しており、上総国守護就任には重要な意味があったものと思われる。しかしそれだけに千葉氏など従来の武士勢力の反発も強く、短期間のうちに千葉氏が再補任されている⁽⁷⁶⁾。

さらに新恩で加えられた所領をみると、新たに美濃・三河・遠江・越後の諸国のものである。これは基本的に近江以東の東国へのルートに沿ったものであり、東国への展開を意識したものである可能性が高い。このように、導誉段階のほぼ全般にわたって、東国の所領は確かな地歩を占めているとすることができるだろう。

もちろん、この間には近江そのほかの所領、また近江・出雲・飛騨諸国の守護職を獲得するなど、導誉の所領に西国中心のまとまりを見ることが可能である。しかし、東国の所領の重要性は確実に導誉に意識されていたとみてよい。そのことを貞治六年(一三六七)九月に返付された鎌倉材木座に関してみてみよう⁽⁷⁷⁾。

さきに述べたように、この時期は導誉の活動の最晩年であり、同年五月に、幕府の特使として重責を帯びて鎌倉へ下向した直後の措置であった。これは導誉の強い意向による恩賞の可能性が極めて高いだろう。では何故材木座か。これは同地が氏信以来の伝統的な本拠地を含む地域であったからに他ならないだろう。つまり導誉は、何らかの理由で手放した(手放さざるをえなかった)東国における本拠地を、ここで回復したことになる。そしてこれに付け加えるならば、同地は鎌倉の流通経済の一大拠点でもあり、この時代もそれが継続していたであろうことは想像に難くない⁽⁷⁸⁾。したがって、同地を中心とする東国所領の重要性を、導誉

是最晩年に至るまで意識していたことになろう。

【佐々木高秀以降の時代】

それではこうした傾向は、導誉の死後、どのようになってゆくのだろうか。導誉の立場は、基本的に子息高秀に引き継がれるが、それでも東国の所領は存在感を失っていない。高秀が死去する明德二年(一三九一)に至る過程でも、三河・尾張・美濃・伊勢の諸国の所領が安堵・宛行われていることに如実にそれは示されている。つぎに高秀を継いだ高詮だが、特筆されるのは応永元年(一三九四)の上総国畔蒜荘の返付である。畔蒜荘は建武二年(一三三三)に足利尊氏が中先代の乱の恩賞として導誉に宛行った所領である。

北条氏の権益が強く及んでいたが、鎌倉幕府の滅亡により領有権が足利氏に移り、さらに導誉に与えられた。その後、高秀は先述のように康暦の政変に巻き込まれ失脚するが、おそらくその際に畔蒜荘も没収されたのであろう。そして高詮の代となり、足利義満により、高詮に返付されたものと思われる。史料を掲示しよう。

(足利義満)
鹿苑院殿様

御判

上総国畔蒜荘事、所返付也、但当年貢内於毎月參千疋者、為禁裏御服折、可令進濟也者、佐々木治部少輔高詮可領掌之状、如件、
應永元年七月十三日⁽⁷⁹⁾

とあるように、高詮への返付の条件として、毎月三〇貫の禁裏御服料を出す事実上の禁裏御領となった。つまり佐々木高詮は同荘の代官としてこれを請負う立場となり、その所領を保証されたのである。これは当該期の代官請負制の一事例であり、近年注目される室町期荘園制の一つの

在り方である。また禁裏領として再生された同荘の収取はその後一六世紀初頭まで実現されていたことが確認でき、東国荘園としてもきわめて特殊な類型である。⁽⁸¹⁾これを佐々木京極氏の立場でみれば、東国所領の再生産がこうした体制で保証されたことを意味することになる。

また、三河国渥美郡の所領についても同様のことが指摘できる。同所領は延文五年(一二三六〇)に勲功の賞として導管に宛行われたものだが、高秀の代にもトラブルに見舞われていた痕跡がある。⁽⁸²⁾その後応永三年(一三九六)に高詮に返付されているのは、時期からして畔蒜荘と同じく没収されていた可能性が高いと考えられる。そして応永五年・六年にかけて三河国渥美郡内の高詮所領の所々で守護の違乱が行われ、下和田郷(渥美郡和太郷カ)の用水をめぐる額田郡河下の諸給人の異議が申し立てられるなど、現地における不安定な様相も告発されている。⁽⁸³⁾新恩の地である三河国の所領について、佐々木京極氏が現地支配にそれなりに関与していたこと、にも関わらず、その支配が困難な状況にあったことを指摘できる。

この遠隔地所領の支配の困難さは、この時期の特徴の一つであり、それが所領の一極集中の要因であることも事実である。しかしここで指摘したいのは、遠隔地所領支配のための政治的な施策が幕府により行われていたことである。康応元年(一二三八九)、下和田郷の段銭以下諸公事・守護役を免除する措置が高秀になされている。⁽⁸⁴⁾これを皮切りに、応永三年の返付にあたり渥美郡の「守護使不入」が高詮に認められ、⁽⁸⁵⁾同五年、同九年にも高詮の子息高光に同所領の「守護使不入」が認可されている。⁽⁸⁷⁾加えて同八年には丹波国の所領、⁽⁸⁸⁾同十年には美濃国の所領の「守護使不入」が同じく高光に認められている(表一)「備考」に*印を付した)。これら一連の措置は、佐々木氏の所領のみでなく、観応の擾乱の直後から、特に永和・康暦年間から応永末年にかけて他にも認められる措置である。吉田賢司はこれについて、幕府の特別な措置により室町

殿と直接連結する在京武家の所領保全策と位置付けている。⁽⁸⁹⁾佐々木京極氏の場合、吉田があげる撰津氏・曾我氏・本郷氏などと並び、在京武家に明確に位置付けられたことを示す一方で、その遠隔地所領が、明らかに幕府の政治的な意向により保全されるべき所領と位置付けられたことになる。

この点について、佐々木京極氏の東国の所領の独自性を示す、より直接的な史料を挙げておきたい。

東国知行分(注文、在之)事、諸公事・臨時課役・守護役等免除之上者、可令停止催促之由、所被仰聞東也、可存知之状、如件、

応永十八年五月十五日

聯定院殿様
御判

佐々木大膳大夫入道
(高光)

一見してわかるとおり、足利義持から、佐々木京極高光の「東国知行分」全体について、臨時課役・守護役の免除、すなわち「守護使不入」が高光に認められている。個別所領ではなく、東国の所領全体にわたるこうした措置は、佐々木京極氏の幕府における政治的位置の高さを物語ると同時に、その東国所領の維持についての強い意志を読み取ることが可能であろう。実際、これ以降も東国所領の支配のあり様が、応永二三年(一二四一六)の畔蒜荘で確認できる。上総国にある梵鐘の銘文からわかるその様相は、禁裏御料所である畔蒜北荘の代官として京極持高がいるが、彼は在京しており、現地には又代官として東国武士の小櫃氏がいることが確認できる。⁽⁹⁰⁾畔蒜荘はその後も荘園としての収取が確認できることは先述したとおりである。吉田は、当該期の遠国散在所領を保持できる勢力は、室町殿に直結した有力者に限られるとするが、佐々木京極氏はまさにその典型であった。

しかし「佐々木文書」から窺える東国所領は、応永末年で消滅する。

応永二七年（一四二〇）には持高の子持光がもつ武藏国太田洪子領家職が駿河の武士である葛山氏の遠乱にあつて⁽⁹³⁾いる。こうした困難な状況は、幕府の施策とは別に存在していたとみてよいだろう。全体的には一五世紀の前半において、遠隔地所領の維持・支配は決定的に困難な状況に至つたと見ざるを得ない。

第三節 佐々木導誉の本拠形成と寺社勢力

しかしこうした最中、導誉は確実に近江国に本拠を形成するのであり、このことは彼の代で「西遷」が確実となつて⁽⁹⁴⁾いることの証左となる。ここでは本拠とそこにおける特色と言つてよい寺社の存在について検討しておく。

まず湖北の坂田郡柏原がある。すでに述べたように、柏原荘は延慶年間（貞宗時代）から京極氏の所領としてみえている所領であり、文和年間にもあらためて安堵を受けている根本所領である。東海道の宿駅がある交通の要衝で、内乱開始初期から導誉がここに待機して、東西の交通を遮断していたとする推測もある。文和二年（一三五三）当時、甲良に居住していた導誉が、讒言により京都より「柏原城」に下向しそのまま「蟄居」した事件がある（『園太録』同年一月七日条）。ここが「城」と称されるような導誉の本拠の一つであつたことは間違いない。

柏原荘は平安時代より醍醐寺領であり、末社・末寺の清滝神社・清滝寺が存在していた。現在清滝寺は存在せず、子院の徳源院が残るのみだが、かつては西念寺・能仁寺という導誉ゆかりの寺院も付近に建立されており、導誉の晩年の署判がある仏規式が残されている⁽⁹⁴⁾。西念寺には氏信が田地を寄進していることもすでに述べた。また導誉自身も、建武四年（一三三七）に西念寺に梵鐘を寄進している。当該地は複数の寺社が建立された宗教的拠点であり、清滝寺と関連する寺社群は佐々木京極家の菩提寺であつた⁽⁹⁵⁾。

清滝神社では鎌倉期の建長年間に祈雨の祈禱が行われており、室町期には清滝寺に同荘を管理する政所が設定されて⁽⁹⁶⁾いた。こうした宗教的な環境と、同時に荘園支配の根幹を担う地に、導誉は「城」を構築していたのである⁽⁹⁷⁾。その場所は正確には不明だが、寺院の南と北の山中には城郭遺構も存在しており、注目される⁽⁹⁸⁾ところである。また当該地は古代末期以降、伊吹山の信仰圏内にあり、伊吹社を中心として伊吹四ヶ寺が存在していた。京極氏は文明年間以降、その一つの上平寺に城郭を構えており、いわゆる山岳信仰のメッカとも密接な関連を有していたことが判明する⁽⁹⁹⁾。

つぎに本拠として柏原に遅れて確認できるのが、犬上郡甲良荘である。甲良は柏原より南方で京都にも、また六角氏の本拠地（小脇・のち観音寺城）にも近いことは注目される。甲良荘地頭職が導誉に宛行われたのは、康永四年（一三四五）だが、森によると、すでにそれ以前の建武四年には甲良に居を移しており、柏原西念寺の梵鐘建立はその際のコメントではなかつたかと推測している。また暦応四年（一三四一）には、甲良に臨濟宗東福寺派の勝樂寺を建立したとされる⁽¹⁰⁰⁾。

この地も、勝樂寺のみにとどまらない宗教的環境がある。森によると、隣接する多賀大社には、導誉が同社に対して多賀荘を寄進した旨を高師直に宛てた書状があり⁽¹⁰¹⁾、そこには多賀社の神官である多賀氏・河瀬氏を憑むことで軍忠をあげむ姿が活写されている。この史料が建武四年に比定され、導誉が彼らに期待しつつ甲良に居住していた様も述べられている。この様に多賀社と神官組織にも勢力を伸ばす姿も確認することができる。これも甲良に本拠を構えた理由であろう。

つぎに京都の居所（宿所）だが、同じく森によれば、京極氏の名字の由来となつた高辻京極については明証が得られず、むしろ興味深いのは、東山の高橋屋という祇園社の支配する土倉から接収あるいは借り受けていた居宅であるという⁽¹⁰²⁾。『祇園執行日記』⁽¹⁰³⁾貞和六年（一三五〇）一

月三日条・正平七年(一三五二)三月四日条によれば、秀綱の宿所としてみえ、文和二年(一三五三)九月に足利義詮が住んだ「東山導誉館」〔建武三年以来記〕(宮内庁書陵部蔵)『大日本史料』第六編一八)がこれに該当するという。祇園社の周辺は商業地でもあり、注目されることである。京都における寺社との関わりでは、四条京極にある時衆道場(四条道場)である金蓮寺がある。延文元年(一二五六)、導誉は足利義詮から与えられた四条京極の京都屋敷を金蓮寺に寄進、さらに翌年には甲良荘の領家年貢五〇石を寄進している。四条京極には、康暦元年(一二七九)段階で、高秀が居宅をもっていることも確認でき(『後愚昧記』)、佐々木京極氏との関わりが深いと考えてよいだろう。京都における佐々木京極氏の居宅は、その在京活動の拠点であったが、祇園社や時宗寺院との関連もあり、興味深いところである。

こうして近江と京都に本拠を構え、さらに寺社勢力とも接近を図ることによって、導誉をはじめとする佐々木京極氏は「西遷」後の基盤を形成したのであろう。

〔小括〕

ここで以上を小括しておこう。南北朝内乱期における京極氏、佐々木導誉時代の所領は、貞宗の時代までに形成された東国所領の大部分を引き継ぎ知行し、合戦忠節などにより獲得した所領についても、近江・畿内および西国のみではなく、積極的に東国所領を獲得している。とくに晩年の政治的活動の見返りとして、不知行と化していたかつての本拠地である材木座を確保していることが特筆される。

また導誉以降の京極氏にとっても、一五世紀前半の応永年間にいたるまで、その姿勢を基本的に維持していた。たしかに導誉以降の時期は、遠隔地の所領の支配の維持は困難な局面も存在した。しかし京極氏の場合、守護不入権の付与など、室町幕府の遠隔地支配の政治的なバック

アップにより維持されていた面が強く、それは京極氏の幕政上の政治的位置の高さに由来するものであった。とくに「東国知行分」なる特殊な支配権を付与された京極氏の東国所領の経営は、困難もあつたものの、將軍足利義持の代までは維持されていたと考えることができる。ここに佐々木京極氏の「西遷」のプロセスにおける都鄙間の所領支配という特殊性をみとめるべきであろう。本拠についても、近江・京都の比重が大きくなることはもちろんとしても、導誉が晩年に至るも材木座を獲得したことは、少なくとも彼の代では「東国の本拠」を意味していたことは確実であり、またそれが後の子孫にも意識されていた形跡すらある。東国へ向けられた佐々木京極一族の眼差しには、無視できないものがあると言えよう。その上で考えるならば、当該期における北近江の軍事指揮権の掌握による地域支配とは、この地域が東国へのルート上重要な地であったことも理由の一つなのではあるまいか。もとより確証はないが、その蓋然性は決して低くないと考える。

③ 南北朝～室町期における佐々木朽木氏の「西遷」

第二章で検討した佐々木京極氏の場合は、巨大な御家人でかつ政治的に高い地位をもつ家の「西遷」だが、同じ佐々木一族でも、小規模ながら独自に「西遷」の様相がわかるのが佐々木朽木氏である。

朽木氏は佐々木信綱の子高信から出る高島氏の一族で、室町期には近江国高島郡朽木荘に拠って室町幕府の外様衆として活躍し、近世に家を存続させる過程で一千百点余を超える家伝文書を伝えており、鎌倉期からの所領構成もほぼ判明している。ここでは先行研究を手掛かりに、佐々木京極氏と比較するために、佐々木朽木氏の「西遷」を検討してみよう。

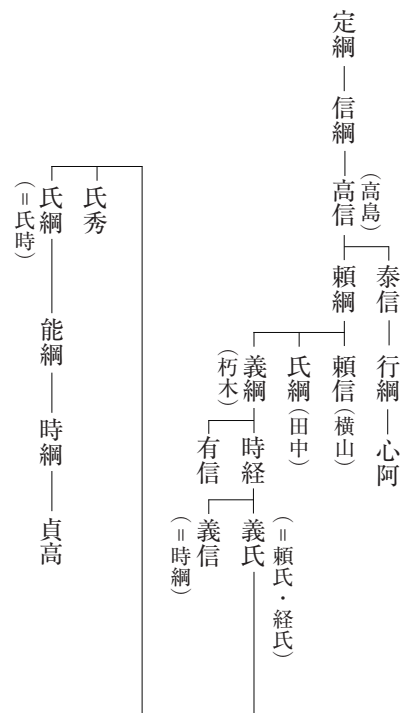
【鎌倉～南北朝期の所領と支配】
まず【表2】を作成した。また系図⁽¹⁰⁾を【図4】として掲げたので、これにより朽木氏の所領の形成過程をみてみよう。まず信綱期に承久勲功

【表2】 鎌倉～南北朝期の朽木氏所領

年号	西暦	国名/所領	朽木氏世代	備考	出典
承久2	1221	近江国/朽木荘	信綱	承久の乱恩賞	146
弘安10	1287	常陸国/本木郷	頼綱 → 義綱	霜月騒動恩賞	146
正応5	1292	近江国/高島荘安主名・後一条	妙語 → 頼信	高嶋氏から横山氏へ。のち朽木氏へ	107
永仁2	1294	陸奥国/栗原郡板崎郷	頼綱妻 → 義綱		109・40
嘉元2	1304	越中国/岡成名	義綱獲得	悪党召捕恩賞。正慶1・9・23 関東下知状による	149
元徳2	1330	丹後国/倉橋荘内与保呂村	平顕盛 → 経氏	池顕盛から猶子へ	134
同	同	相模国/鎌倉甘縄魚町東頭(頼)地	同		同
同	同	武蔵国/比企郡石坂村	同		同
同	同	安房国/葛原村	同		同
同	同	播磨国/在田荘	同		133
元弘2	1332	丹波国/蓮興寺領	忠伊 → 有信	有信=時経弟	111
建武1	1334	近江国/高島本荘安元名	建武政権 → 義信		42
同3	1336	近江国/広瀬荘	佐々木導誉 → 頼氏	兵糧料所	43
観応2	1351	備前国/野田保	足利尊氏 → 経氏		20・752
永和3	1377	近江国/朽木荘内針畑	足利義満 → 氏秀		23

※グレーは東国の所領。
※出典は「朽木文書」。

【図4】
朽木氏略系図



で朽木荘を獲得した。これは弘安一〇年(一二八七)の信綱の孫の頼綱から子の義綱への譲状から明らかとなる。またこの時点で常陸国本木郷が霜月騒動の勲功賞として宛行われていることは注目される。すでにこの時点で東国の所領を確保しているのである。

系譜類によると、この義綱が朽木氏の祖とされる。その後永仁二年(一二九四)には、母(頼綱妻)の実家の父である甲斐(狩野)為時から、陸奥国栗原郡板崎郷を取得する。この間の正応五年(一二九二)、近江国高島荘安主名・後一条が、高島高信から妻の手を経て頼綱の子である横山頼信へゆき、後日朽木氏が取得することになる。また嘉元二年(一二三〇四)には悪党召取の恩賞として越中国岡成名を義綱が獲得する。

こうして名字の地である朽木荘の他、また小規模ながら東国を含めた広域的な所領を獲得していることが判明する。なかでも特筆すべきは、元徳二年(一一三三〇)に平顕盛との猶子契約により朽木経氏が所領を取得している点である。顕盛は池(平)頼盛の子保業の系譜をひく者であ

り、池殿の所領構成の一端がわかること、またその一族が朽木氏から猶子を迎えていることも興味深い⁽¹⁰⁾が、ここで伝領した所領は、丹後・播磨のほか三所が東国の所領なのである。なかでも武蔵国、安房国の所領に加えて、鎌倉甘縄魚町の屋地があることも注目されよう。その後、元弘二年(一三三二)に忠伊という僧侶からの由縁により朽木有信に蓮興寺領という丹波国の所領が加わる。ここまでが鎌倉期における所領の形成である。

つぎに南北朝期を迎えると、まず元弘三年に後醍醐天皇により朽木荘が時経に安堵される。つづいて建武元年(一三三四)には建武政権によって近江国高島本荘安元名の田地が義信(時経の子)に安堵されている。その後同三年八月には、佐々木導誉の書下により近江国朽木荘領家職と同広瀬荘領家職が兵糧料所として頼氏(義氏・経氏。義信の兄)に預け置かれている。つぎに観応二年(一三五二)には足利尊氏が備前国野田保地頭職を経氏(頼氏)に宛行っている。これは言うまでもなく観応の擾乱の勲功賞である。そして永和三年(一三七七)所領としては最後の獲得となるが「朽木庄内針畑」が足利義満により氏秀に宛行われている。南北朝期の活動はのちに触れるが、朽木氏は主に軍事活動への勲功賞として、当該期に近江・備前の国の所領を獲得している。以上が所領の獲得状況である。鎌倉・南北朝期の中小御家人の動向としては典型的なものであり、その所領の構成も、おおむねこのランクの御家人にふさわしいと言えよう。

しかし本領が近江国朽木荘となると、そのほかの所領の維持・支配はどのように行われていたのが問題となる。

この点、研究の蓄積がある相模国渋谷氏などと比較すると、所領の獲得がやや鎌倉後期に偏っている感を受ける。とくに鎌倉時代の再末期に池(平)家から獲得した東国所領の実効支配が果たして可能であったという問題もある。これは朽木氏をめぐる所縁や政治活動に由来するもの

であり、今後追究が必要な点であろう。しかし少なくとも、弘安年間に常陸国の所領を拝領し、また得宗被官である甲斐(狩野)氏との婚姻により陸奥国の所領を獲得していることは、近江での活動だけでは理解できず、また東国への眼差しがあったことは確実である⁽¹¹⁾。その延長上に、池氏領の獲得があるのである。義綱の時代には、すでに『吾妻鏡』が存在せず、幕政上の身分・活動を十分明らかにすることができない。この点に課題が残るとしても、朽木氏の活動を近江国の名字地である朽木荘のみに限定することはできないものと考えられる。

そこでつぎに、当該期の所領全般における朽木氏の支配の様相を概観したい。この点もなかなか明確な像を結ばないが、手がかりは、一三世紀末期から一四世紀の鎌倉末期にかけて続けて惹起されるいくつかの相論である。列挙してみよう。

- ①、永仁七年(一二九九) 山城国久多荘と朽木荘の堺相論
- ②、正安一年(一二九九) 朽木荘領家との樽年貢の相論
- ③、嘉元三年(一三〇五) 陸奥国一迫板崎郷と苅敷郷の堺相論
- ④、徳治三年(一三〇八) 葛川住民との堺相論
- ⑤、正慶元年(一三三二) 越中国岡成名をめぐる相論

いずれも朽木氏が関与しているものであり、朽木荘とそれ以外の所領(陸奥国・越中国)に分けられる。まず前者からみてゆこう。①②④が該当する。①は朽木荘の北西に隣接する久多荘が流下する材木年貢をめぐる久多荘地頭代貞能と朽木荘地頭代祐聖(成)の相論である。久多荘からの船筏は朽木荘に流下して琵琶湖にそそぐ安曇川を通過するため、その材木の通過をめぐる紛争で、朽木側が久多の材木の十分の一を取る権利を認められるなど、朽木氏側に有利な形で和与がなされた⁽¹²⁾。②は①と同年の相論で、今度は朽木荘領家と地頭朽木義綱の間の相論である。これも朽木荘の材木年貢四二寸樽の本数をめぐるもので、領家側が四万寸(本)を主張するのに対し地頭側が二万寸を主張、結局双方が三万寸

として和与が成立している。⁽¹³⁾

つぎに④であるが、これは朽木荘南に隣接する葛川の住民と朽木荘の百姓の間の堺をめぐるお互いの実力行使があり、それが葛川と朽木荘の領家・地頭朽木氏との相論へと発展したものである。争いはすでに嘉元年間に開始されており、その後かたちを変えて室町時代へと続いてゆく。仲村研はこの相論が領民を撫育するためのもので、在地領主の典型的な堺相論としている。⁽¹⁴⁾

高島郡の山間部に位置し、柚でもあった鎌倉期の朽木荘では加工された材木が年貢であり、領家と地頭でその量について紛争が起こっていたこと、近隣の久多荘とも材木の流下の問題で紛争が起こっていたことになる。材木生産の発展とその権益が問題となっているのであるが、朽木荘の材木生産は番に組まれる体制で、朽木氏独自の関与は基本的には見受けられない。加えて②の相論では注目すべきことがある。この相論では、途中で担当の「朽木」義綱代官の祐聖が、奸謀により「代官職」を改易され「地頭代」に豪遍が捕任されている。つまり彼らは地頭代・代官なのである。朽木荘は基本地頭代が置かれているのである。最近の研究によれば、本領というだけの理由で地頭の常駐を意味しないのは当然である。⁽¹⁵⁾ 鎌倉期の朽木氏の活動を、朽木荘・畿内近国のみ限定することはできないだろう。

では朽木荘以外の所領についてみよう。まず③嘉元三年の陸奥国板崎郷をめぐる相論である。⁽¹⁶⁾ ここでは朽木義綱と、甲斐氏出身の母の弟甲斐為行の知行である荊敷郷との堺をめぐる相論である。隣接する郷の堺をめぐる叔父・甥の相論ということになる。争点は論所の堺の百姓らの名田をめぐるもので、その領有を主張する両者が、ともに相手が荊田や百姓の刃傷を行ったとしている。論点は多岐にわたるが、幕府法廷に義綱側が提訴する以前に、古老・沙汰人の証言により解決が図られたことがわかり、「堺相論之法、有御尋古老人之条傍例也」とされる、いわゆる

古老法が陸奥国にも存在することを示す貴重な事例として知られる。⁽¹⁷⁾ ここでは論所に名田を所持する沙汰人・百姓の立場を板崎郷地頭である朽木義綱が擁護しており、その結託の事実注目しておきたい。この点は④の事例とも共通するものであり、のちの南北朝期になると独自の展開を示すと考える。

最後に⑤をみよう。正慶元（一三三二）の越中国岡成名等をめぐる相論である。⁽¹⁸⁾ この所領は、嘉元二年に義綱が悪党追捕の恩賞として獲得した所領である（表2）。正慶の相論では義綱はすでに死去しており、子の時経の時代に、岡成名の内部の田畠・在家をめぐり、現地の岡成氏一族と相論に及んでいる。岡成氏一族は松重・市安名として岡成名とは別名と称してその所持を主張する。同年の二回の幕府裁許にも関わらず相論は決着を見ず、十二月には再度時経側の打渡しを依頼する申状⁽¹⁹⁾が出されている。

岡成氏一族の行動は、悪党行動にも通じる現地勢力の抵抗とみなせる。あとにみるように、南北朝期にも朽木氏の知行は一応継続はしているが、応安年間には不知行となっている。仲村氏は、この相論を当該期の朽木氏の所領の拡大の一つとして数えるが、その中身はむしろ現地勢力の活動↓南北朝期の不知行化、の文脈で理解した方が事実に近いと言えるだろう。

〔南北朝期の活動と「西遷」〕

南北朝の内乱が開始されると、朽木氏は幕府を見限り建武政権の確立に尽力する。さきにふれた後醍醐天皇と建武政権による本領の安堵と新所領の給付がそれを示している。その後足利尊氏が離反して室町幕府を開創すると、これに随い各地を転戦し軍忠に励んでおり、その結果、わずかながら所領が増加したこともすでに述べたところである。

さて当該期の朽木氏の活動の特徴は、世代ごとに複数の親族の活動が

ある点である。鎌倉の末期でも時経と有信の活動が確認できるが、南北朝には軍事活動を分担して行っていることがわかる。ここでは所領の動向に視点をおいて整理したい。

① 朽木義氏(頼氏・経氏)と義信(時綱)の活動

建武年間から観応の擾乱を経た貞治年間ころまでが、時経の子の時代、義氏(頼氏・経氏)⁽¹²⁰⁾と義信(時綱)の兄弟の活動がみられる時期である。建武三年一月以来の新田義貞の京都攻めに際して、義氏は足利尊氏に随い軍忠をたてている⁽¹²¹⁾。これを手始めに同四年から観応の擾乱の直前まで、義氏(頼氏・経氏)は足利直義や佐々木京極導誉の催促により畿内近国の各地を転戦している。建武三年には佐々木導誉から兵糧料所を得ている(表2)。一方、義信(時綱)は建武政権期には政権から新恩を給与され(表2)、建武三年八月〜九月にかけては義氏とは別に催促を受け、若狭に転戦している⁽¹²²⁾。惣領・庶子が別に行動しているのは、この時期に特有のものとしており、朽木氏においても鎌倉末期以降、こうした行動様式をとっている。義信は義氏にとって、田中大喜が提起する、いわゆる「特別な舎弟」だったのである⁽¹²³⁾。

義信については史料が少ないが、所領について興味深い事実がある。暦応二年(一一三三)九月、義信は、尼心阿との間で案主職・後一条地頭職について幕府法廷で争っており、和与が成立している⁽¹²⁴⁾。尼心阿は高島泰信の子である行綱の女子である(系図を参照)。この所領は、かつて行綱が泰信が譲与したのだが、正安二年(一一九二)の段階で行綱が泰信に背いたので、改めて横山を名のる頼信に譲られたものである。尼心阿は行綱の譲与を根拠にこの所領を主張し、義信は、横山頼信からこの所領を伝領していたのであり、ここで相論となったのであろう。和与に際しては「一族」であるという理由から、案主職を心阿、後一条を義信のものとした。しかしこの和与では決着がつかず、暦応四年に足利直

義の下知により再び確認されている⁽¹²⁵⁾。元弘二年(一一三三)、時経が後醍醐天皇からすでに本領朽木荘地頭職を安堵されており、観応年間に尊氏により義氏の本領が安堵されるのであり、兄弟で独自に所領を分割して所持していることになる。その一端がここに表れていると言えるだろう。

② 朽木氏綱(氏時)と氏秀の活動

観応の擾乱を尊氏方で乗り切った経氏(義氏)は、尊氏より備前国野田保の地頭職を得る(表2)。その後文和三年(一一三四)に嫡子氏綱に本領を中心とした所領を譲り、貞治二年(一一三三)足利義詮が亡父経氏の讓状に任せてこれを安堵している⁽¹²⁶⁾。この年までに死去している。これ以降、弟でありながら惣領を継いだ氏綱(氏時)と、兄でありながら庶子である氏秀の時代としてよいだろう。この時期は戦乱が終息に向かい、彼らの動向も所領の維持・安定を志向したものになってゆく。

まず永和二年(一一三六)、足利義満は氏秀に安主名・後一条の地頭職ならびに横山郷内相町を安堵する⁽¹²⁷⁾。これは叔父義信が所持していた所領であり、義信から氏秀へ伝領したことになる。翌年心阿が寄進をした称弥陀院が提訴したが、義満はこれを退けている⁽¹²⁸⁾。こうした点から義満の氏秀への厚遇を見て、氏秀を義満の直属の御家人とする加藤哲の見解もある⁽¹²⁹⁾。

一方康応元年(一一三九)、義満は氏綱に対して本領朽木荘を安堵している⁽¹³⁰⁾。氏綱は貞治二年(一一三三)に丹後国与保呂村の支配を確実なものにし、本領とこの所領をもってこの時期の基本的な所領としている⁽¹³¹⁾。ところが応安五年(一一三二)、氏綱は越中国部田・岡成両名地頭職を氏秀に譲与しており⁽¹³²⁾、また永和三年(一一三七)には朽木荘内の針畑も氏秀に譲与している⁽¹³³⁾。これらの措置は、一族内部における所領保持の調整

を凶つたものと言えらる。氏秀は無視できない存在だったのである。そして応永年間を迎えると、次代の嫡子（氏綱の子）能綱に所領が集めてゆく。朽木氏の所領は能綱のもとに統一され、朽木氏の所領支配は万全のものとなるはずであった。

③朽木能綱・時綱の時代―「西遷」の完成？

しかしこの時期の朽木氏は、所領の維持が困難な状況に直面していた。まずは永享三年（一四三一）、能綱が子息時綱に与えた所領の譲状をかかげたい。

譲与 所領事

□所 近江国朽木庄事

一所 同国針畑村不知行

一所 同国後一条不知行

一所 同国安主名不知行

一所 丹後国倉橋庄内与保呂村不知行

右所領者、相副代々御判・相伝之譲状等、朽木五郎左衛門尉時綱仁

永譲与処也、但於舍弟共者、無向背之儀者、可加扶持、至于子々

孫々、無他妨可令領知、仍譲状如件、

永享参年二月 日 出羽守能綱（花押）⁽¹³⁵⁾

一見して明らかのように、朽木荘を除いて近隣の所領さえ不知行となっている。これがこの時の現実であった。ここに至るまでの所領の動向について押さえておこう。

応永三（一三九六）六月、能綱は氏綱より本領朽木荘と針畑、池頭盛からの相伝所領を取得している。⁽¹³⁶⁾ただし前後の事情からみて、池氏所領は実質丹後国のみで、東国所領はこの時点では継承されていないとみる

べきであろう。またこの譲状からは朽木荘内の郷村の析生が、同族の田中氏が一期知行していることがわかりその一期分が保証されている。これは高島氏系の同族間の共同知行として注目されよう。

しかし所領の不知行化の動向は、他所でもみえ、さきにもた応安五年に氏綱から氏秀に譲与された越中国の所領においても、「国動乱」により「不知行」に直面していた。⁽¹³⁷⁾そして応永一四年（一四〇七）に氏秀は能綱に針畑・後一条・安主名・横山庄相町を譲与するが、これも永享三年までに不知行化していることになる。また応永三年（一四一六）に能綱は所領につき、後一条を氏秀被官に押領され、また丹後国与保呂保を山名満幸と守護一色満範に繰り返し押領させている事実を幕府に訴えている。⁽¹³⁸⁾これらから、不知行の実態が他氏からの侵略であることが明らかになる。

能綱の段階は、はからずも本領が朽木荘として定立した時代であり、ここに「西遷」は完了したとの見方も可能である。しかしそれは東国も含め他の所領を手放す過程でもあったのである。ここに小規模な御家人クラスの武士の「西遷」のありかたを見ることができるだろう。

但し、この間に遠隔地所領へのアプローチが全くないわけではない。この点は武士支配の形態の可能性ということも含め、若干であるが言及しておく。一つは陸奥国板崎郷についてである。建武五年（一三三八）七月、頼氏（義氏・経氏）は同年の戦闘についての軍忠状を作成しているが、そこには「奥州栗原一迫所領代官」の板崎為重の軍忠についても記されている。もちろん頼氏の戦闘は畿内近国だが、陸奥の板崎氏の軍忠が彼ら一党の恩賞と意識されていることになる。⁽¹³⁹⁾この代官は朽木氏が陸奥国板崎郷に置いた代官であり、名字から考えれば板崎郷を本貫とする武士である可能性が高い。さきにもたように、鎌倉末期の板崎郷では堺相論があったが、その際にみられた現地百姓と朽木氏の連携が、その後成長した住郷の武士と朽木氏の主従関係に発展したと考えることは十

分可能であろう。その後暦応二年(一三三九)にも板崎為重の軍忠状がある⁽¹⁴⁾。奥州での軍忠だが、これが「朽木文書」に残されていること自体、両者の連携を示すとしてよいだろう。少なくともこの時点までは、遠隔地間の所領を通じての人的な連携を認めることができるのである。

加えてつぎの事例に注目したい。康暦二年(一三八〇)年と永徳三年(一三八三)の両年に、丹後国与保呂村で年貢結解状が作成されている。この年貢結解は朽木氏が遠隔地所領から年貢を実際に收取していることを示す貴重なものであるが、とりわけ注目されるのは、そのなかに、朽木氏家臣である八田氏・飯田氏・飯田氏らの給分が、朽木氏への進上分とともに存在していることである⁽¹⁵⁾。実際に家臣らが丹後国に派遣されたかは不明だが、遠隔地所領における收取の再分配に、朽木氏家中が依存していることは大変興味深い。確かにこのような動向は、結果的には十分展開しなかったのであるが、当該期の支配のもう一つの可能性として位置付ける必要があると言えよう。

その後の朽木氏は、政治的には室町幕府の奉公衆(外様衆)として幕府との関係を深め、同時に高島氏の係累との関係を深め、「西佐々木同名中」「高島七頭」という一揆的な同族結合を深めてゆく。その際には横山氏・田中氏との知行をめぐる共同所有が、対立をはらみつつも一つの契機となったものと考えられる。また朽木荘内外の地主的所有の拡大につとめ、また近江・若狭方面の代官職所領を獲得してゆくなど、異なる方向性を模索してゆくことになる⁽¹⁶⁾。こうした活動の起点として、近江国朽木荘への「土着」を位置付けることができるのである。

〔小括〕

ここで朽木氏の動向を整理しておこう。小規模な武士としての「西遷」以前、散在するその所領の実効性についてはやや疑問な点もある。その点、京極氏のような巨大な御家人の政治的位置とは大きく異

なる。ただし、朽木氏も得宗被官との婚姻などで鎌倉での地位を模索していた可能性もあり、これは中小御家人の選択肢としては一般的なものである。

南北朝の動乱期には、遠隔地間の人的な配置や連携も見いだせるが、同族である京極氏や六角氏など規模が大きく政治的にも高い地位を持つ存在との連携は認められない。これはおそらく、それを契機とした従属化を忌避したものと考えられよう。

しかしながら、小規模な御家人ゆえに、各地の所領の浸食も激しく、一五世紀の第一四半期を過ぎる頃には、本領朽木荘以外は「不知行」の憂き目にあっている。これ以降は、本領支配への労力を集中すると同時に、室町幕府における奉公衆(外様衆)への転換をとげ、あらたな政治的地位の獲得を試みる。そして「西佐々木同名中」という越中・高島氏の同族との一揆的な結合を強化させ、そのなかで所領保全を追究してゆくのである。ここには同族でありながらも、佐々木京極氏とは異なる「西遷」(近江回帰)の軌跡をみることができるのである。

おわりに

各章の末尾で内容を要約したので、ここで繰り返す必要を認めない。佐々木氏一族という規模の大きい武士団のなかにおいても、鎌倉期から多様な動向がはらまれており、またそれを基点として多様な「西遷」(近江回帰)の実態があったことが確認できた。

またそうした動向が、「土着」以降の武士団の動向を規定していた側面も確かにあったのである。本稿ではこの点を佐々木京極氏、佐々木朽木氏という規模の異なる一族の動向に焦点を当てて検討した。その相違は、残された史料の相違のみに起因するのではなく、やはり「西遷」・「土着」の個性の相違として理解できるものと考えている。

佐々木氏の場合、今後は、西国や越後に移住する一族など、他の動向も視野に入れた検討を試みることで、より立体的な観察を心がけたい。佐々木氏をめぐる歴史的事実は、注意して発掘すれば、まだ多くの事実を確認できるものと思われる。本稿を基礎として、今後もそうした検討を深めてゆきたいと思う。

また、列島各地の武士団の動向についても、引き続き留意して検討をすすめてゆきたいと考えている。その際にも、各武士団の階層性や同族的な結合、あるいは政治的スタンスなどを重視する必要があることを確認して、本稿を閉じることにしたい。

註

- (1) 拙稿「肥前千葉氏に関する基礎的研究」(同「中世東国の地域社会史」岩田書院、二〇〇五年。初出一九九六年)。なお拙稿「中世武士団における一族・被官の西遷」(田中大喜編「中世武家領主の世界」(勉誠出版、二〇二一年)も参照。
- (2) たとえば拙稿「土佐山内氏家臣大庭氏の中世系譜認識と「軌跡」」(『専修人文論集』一〇〇、二〇一七年)は、東国有力武士の「破片」が戦国期の三河国に生き残り掛川の山内氏に抱えられ、さらに山内氏の国替えに伴って土佐に「土着」する様相を解明した。この検討から、広く事例を求める必要を痛感した次第である。
- (3) 武士団における分業論については、秋山哲雄「都市鎌倉の東国御家人」(『ヒストリア』一九五、二〇〇五年)、同「移動する武士たち」(『国士館史学』一二、二〇〇八年)を参照。また井上聡「鎌倉時代―荘園制と地頭・御家人」(『郷土史体系 領域の歴史と国際関係(上) 前近代』朝倉書店、二〇二一年)の整理が研究の現段階の水準と課題を的確に提示しており、「土着」論についても示唆に富む指摘がある。
- (4) 湯山学「近江佐々木氏と東国」(千葉歴史学会編「中世東国の地域権力と社会」岩田書院、一九九六年)所収。一部改変を加えた。なお東国における佐々木氏の活動については、本稿はこの湯山論文に多くを学んでいることを付記しておく。また佐々木氏の系譜については、佐々木哲「系譜伝承論」(『思文閣出版』二〇〇七年)がある。
- (5) この節の基礎的な事実は、上横手雅敬「近江守護佐々木氏」(同「鎌倉時代史政治史研究」吉川弘文館、一九九一年。初出一九七九年)、高橋昌明「平安末・鎌倉時代の佐々木氏」(『八日市市史 第二卷中世』八日市市、一九八三年)、野口実「流人の周辺」(同「中世東国武士団の研究」高科書店、一九九四年。初出一九八九年)、山内梓「鎌倉初期の近江佐々木氏」(『紫苑』三、二〇〇五年)などの先行研究に依拠している。またとくに必要な場合を除いて史料の根拠を示さない。
- (6) 野口実前掲「流人の周辺」一九二頁。史料は「奉公初日記」(『野田文書』。西岡虎之助「佐々木荘と宇多源氏との関係」(同「荘園史の研究」下巻一、岩波書店、一九五六年)に全文が収録されている。なおこの史料については近年国文学の分野で研究が進展した。鈴木彰「佐々木三郎長綱の「庭中言上」」、同「佐々木家伝」(『奉公初日記』の性格)(いづれも同「平家物語の展開と中世社会」(汲古書院、二〇〇六年所収)。初出二〇〇〇年・二〇〇一年)は、この史料が佐々木盛綱から出る佐々木加地氏の一族で、室町幕府近臣である佐々木長綱が、応永二(一四一四)年に室町幕府に庭中した際の具書であることを明らかにし、その内容を詳細に検討している。その結果、同史料が平家物語の異本の一つとすべきものであり、佐々木氏の家における伝承を加味した物語となっているという興味深い性格を持つことを解明している。なお山口道弘「制度としての傍輩」(『千葉大学法学論集』第三二巻第三・四号、二〇一七年)もこの史料に關説している。
- (7) 「新訂増補 国史大系 吾妻鏡」(吉川弘文館)による。以下同じ。「秀衡(秀義・娘母夫也)」とある。なお割注は「〜」で示す。以下同じ。
- (8) 前掲高橋「平安末・鎌倉時代の佐々木氏」参照。
- (9) 前掲野口「流人の周辺」一九四頁・註(48)。(49)。史料は「吾妻鏡」弘長元年五月十三日条、「延慶本平家物語」第二末の九。「尊卑分脈」第三篇。
- (10) 石井進「主従の關係」(『講座日本思想』3 秩序)東京大学出版会、一九八七年)の項。
- (11) 佐藤進一「増訂鎌倉幕府守護制度の研究」(東京大学出版会、一九七一年)「近江」の項。
- (12) 「吾妻鏡」建久元年四月二〇日・二二日・十月九日条。前掲山内論文二二五頁。
- (13) 前掲上横手「近江守護佐々木氏」。上横手氏は、延暦寺の行動に、朝廷と頼朝の協同による国家的警察機構の展開への異議申し立てをみている。定綱は在京守護として京都および近江国における鎌倉幕府の軍事警察権を担う存在であったこととなる。なお黒田俊雄「佐々木氏と延暦寺」(同「中世の国家と宗教」岩波書店、一九七五年。初出一九六九年)も参照。
- (14) 「新訂増補国史大系第六十卷上 尊卑分脈」(吉川弘文館)による。以下同じ。
- (15) 前掲佐藤進一「増訂鎌倉幕府守護制度の研究」(『阿波』)の項。
- (16) 前掲佐藤進一「増訂鎌倉幕府守護制度の研究」(『越後』「伊予」)の項。

- (17) 「東使」とも言う。関東使・東使については森茂晩「東使」とその役割(同『鎌倉時代の朝幕関係』思文閣出版、一九九一年。初出一九八七年)を参照。なお森によれば、「東使」に選ばれる武士の筆頭は二階堂氏で、次席が佐々木一族であり、その共通した性格は生粋の東国御家人ではない点であるとしている。
- (18) 義清一流については、森茂晩『人物叢書 佐々木導登』(吉川弘文館、一九九四年)一三頁、森幸夫「在京人に関する一考察」(同『六波羅探題の研究』続群書類従完成会、二〇〇五年)を参照。
- (19) 『大日本史料』第五編十四。仁治三年三月六日条(佐々木信綱卒スの条)参照。
- (20) 前掲高橋論文、同「増補 湖の国の中世史」(中公文庫二〇〇八年。初出一九八七年)一〇二頁参照。
- (21) 前掲森幸夫「在京人に関する一考察」を参照。
- (22) 『神奈川県史 資料編1』三〇六。
- (23) 『日本歴史地名大系 神奈川県「星谷寺」の項による。市村高男「中世相模における鑄物師の存在形態」(『六浦文化研究』五、一九九四年)も参照。
- (24) 前掲湯山論文、「日本歴史地名大系 神奈川県「渋谷庄」の項を参照。
- (25) 五味文彦「在京人とその位置」(『史学雑誌』八三—八、一九七四年)。
- (26) なお、後述する泰綱・信臣に比較して、重綱・高信の母については事跡が伝わらず、身分的格差が指摘されていることも考慮すべきであろう。細川重男「鎌倉政権得宗専制論」(吉川弘文館、二〇〇〇年)七四頁、黒沢則博「秩父平氏中山氏とその周辺」(『都筑・橘地域史研究』二〇一二年)を参照。
- (27) 前掲佐藤進一「増訂鎌倉幕府守護制度の研究」『近江』の項。
- (28) 前掲森茂晩『人物叢書 佐々木導登』九頁。
- (29) 前掲森幸夫「六波羅探題の研究」六〇頁。なお同書には泰綱の子息頼綱・長綱、長綱の子息貞長も六波羅評定衆であるという指摘がある。
- (30) 『吾妻鏡』寛元元年十一月一日条。前掲森茂晩『人物叢書 佐々木導登』九頁。
- (31) 『吾妻鏡』正嘉元年八月十八日条。將軍宗尊親王が大慈寺供養に出席するため方違した先が泰綱の「薬師堂ヶ谷山荘」であった。なお薬師堂谷とは、現在の覚園寺がある奥深い谷のことである(平凡社『日本歴史地名大系 神奈川県の地名』「薬師堂ヶ谷」の項)。
- (32) 『神奈川県史資料編1』五〇三、上総国望陀郡奈良輪村坂戸明神旧蔵。「新編武蔵国風土記稿」一四〇、「日本中世逸亡金石拓本展観目録」。銘文内に「大檀那神定比丘尼十阿并從五位上行前志岐守源朝臣泰綱」とある。
- (33) 河崎荘については、この梵鐘以外には建武三年(一三三六)の勸修寺寺領目録(『勸修寺文書』『南北朝遺文関東編第一巻』五四八)に「武蔵国河崎庄」と名がみえ、勸修寺が本家あるいは領家とみられることが判明するが、その他は不明である。『川崎市史通史編1』(川崎市、一九九三年)参照。なお勝福寺については、一説によると現在の川崎市街、近世の川崎宿の区域にある宗三寺に比定するむきもあるが、詳細は不明である。なお長弁「私家抄」については、拙稿「室町期南武蔵における寺社の転換」(佐藤博信編『中世東国の社会と文化』岩田書院、二〇一六年)を参照。
- (34) 前掲黒沢則博「秩父平氏中山氏とその周辺」。ただし同論文が述べるように、史料によっては異説もある。たとえば「近江蒲生郡志 卷五」は信綱の母を北条泰時の妹とし、泰綱の「泰」を泰時の偏諱とする。『承久記』(前掲『大日本史料』第五編十四に所収)も「泰時の妹むこ也」とする。前掲森茂晩『人物叢書 佐々木導登』九頁参照。
- (35) 湯山前掲論文三八頁、同「武蔵国都筑郡小机保」(同『湯山学中世史論集3 武蔵武士の研究』岩田書院、二〇一〇年。初出一九七九年)。
- (36) 註(32)の梵鐘がかつて上総国望陀郡奈良輪村の坂戸神社(現袖ヶ浦市)に伝来したのは、当地が佐々木氏京極氏の領した畔蒜荘に属することとも関連しよう。湯山前掲「近江佐々木氏と東国」、黒沢前掲論文を参照。
- (37) 菱沼一憲「小机烏山開発からみる地域と権力」(『都筑・橘地域史研究』二〇一二年)を参照。
- (38) 湯山前掲「近江佐々木氏と東国」四四頁。
- (39) 「新編追加(新編追加雑務篇 神社仏寺条一)」一七九(『中世法制史料集』第一巻三六九頁所収「参考資料」八五)。「条々五ヶ条」のうちの一つ。年未詳。
- (40) 「相模相承院文書」(『鎌倉遺文』二五二—八三)。
- (41) 永和元年(一二七五)に六角氏の内談衆儀我五郎が「相模国長尾給分」を持つていることがわかる(京極高詮安堵状「蒲生文書」『神奈川県史資料編3』(古代・中世3上)二四七—四二。湯山前掲「近江佐々木氏と東国」四三頁を参照)。
- (42) 前掲佐藤進一「増訂鎌倉幕府守護制度の研究」『近江』の項。
- (43) 前掲五味「在京人とその位置」八頁。
- (44) 『新修 大津市史2 中世』(大津市、一九七九年)一九一頁、一九八頁。
- (45) 佐藤博信「上杉氏家臣判門田氏の歴史的位位置」(同『続中世東国の支配構造』思文閣出版、一九九六年。初出一九九〇年)は、宝徳年間(一四四九—五二)の長尾郷が近江守護六角久頼の所領で判門田氏が請け負っていたが、築田氏が押領していることを指摘している。
- (46) この屋敷はもと伊賀光季の屋敷であったものが、承久の乱で京方について佐々木広綱が後鳥羽上皇から賜り、広綱の処刑後、信綱が引き継いだものと言われる(『室町幕府守護職家辞典』「京極氏」の項)を参照。なおこの京極の地の所伝には異説もある。註(103)参照。
- (47) 前掲森茂晩『人物叢書 佐々木導登』一一頁。
- (48) 佐々木氏信寄進状(清滝寺徳源院文書)『山東町史 史料編』(山東町)。

- (49) 『沙弥蓮愉集』（『新編国歌大観』第七巻私家集編3歌集、角川書店一九八三年）。蓮愉は宇都宮景綱の法名で、彼が「近江入道導善（氏信）の「すみ侍るきりのやつのはな」を訪ねたことがわかる。湯山前掲「近江佐々木氏と東国」四四頁。
- (50) 足利義詮御判御教書（『佐々木文書』四五）。以下「佐々木文書」については、『鳥根原の歴史を語る古文書 戦国大名尼子氏の伝えた古文書―佐々木文書―本文編』（鳥根原古代文化センター、一九九九年）による。以下同じ。
- (51) 湯山前掲「近江佐々木氏と東国」四四頁。なお最宝寺はその後横須賀市野比に移転するが、中世文書を蔵しており、京極氏発給文書も蓄積している（最宝寺文書）『神奈川県史料編3上・下。以下同じ。最宝寺については山田邦明「中世三浦の寺院とその展開」（同『鎌倉府と地域社会』同成社、二〇一四年所収。初出一九九八年）を参照。
- (52) 前掲森茂暁『人物叢書 佐々木導善』一二頁。
- (53) 將軍家政所下文（『佐々木文書』一）。
- (54) 湯山前掲「近江佐々木氏と東国」四五・六頁。なお太田渡子郷については「佐々木文書」に所見があるが、常陸国源法寺郷はない。同郷は佐々木鞍智氏（氏信の孫宗氏の子息時満から出る氏）に伝領されるようである。
- (55) 山川均『歴史のなかの石造物』（吉川弘文館、二〇一五年）の「Ⅲ 京極氏信と三基の宝篋印塔」は、氏信自身の事績としての石塔造立と死後の作善をめぐる論考である。氏信に関する箱根精進池畔と近江国の徳源院、そして信濃小県郡にあるそれぞれの宝篋印塔をめぐる詳細な研究だが、本稿との関連で言えば、氏信の死去に際して東国の精神的支柱である箱根とその本拠である近江坂田郡の徳源院でだけでなく供養のために石塔造立があったことが興味深い。これは彼の都鄙にわたる活動を意味すると同時に、東国での彼の地位の重要性を意味しているからである。
- (56) 前掲森茂暁『人物叢書 佐々木導善』一一―一二頁。
- (57) 西島太郎『戦国期室町幕府と在地領主』（八木書店、二〇〇六年）二二三、二六四頁。
- (58) 細川重男『鎌倉政権得宗専制論』（吉川弘文館、二〇〇〇年）三九八・九頁「佐々木系図」参照。
- (59) この史料を梶山編さんで「発見」したのは筆者である。翻刻も筆者。今回一部を訂正した。
- (60) 『千葉県の歴史 通史編中世』（千葉県、二〇〇七年）五八三頁に掲載の図（作図筆者）。
- (61) 註（50）に同じ。
- (62) 導善が貞宗の養子となったことは、年未詳の足利義詮御判御教書案（『佐々木文書』四七）に導善が「養父貞宗」と呼んでいることから明らかである。前掲森茂暁『人物叢書 佐々木導善』一六頁参照。なお前掲の延慶の関東下知状では、弟童子丸が「嫡子」として貞宗の未処分所領を継いだのであるが、その後この譲与は何らの理由により取り消され、導善が養子として家督とともに改めて継承したものである。
- (63) 以下、通称にしたがい「佐々木導善」と称し、この氏族全体を「佐々木京極氏」とする。
- (64) 前掲森茂暁『人物叢書 佐々木導善』。なお本節の叙述に際しては、基本的に同書の成果に依拠し、必要な場合に限って出典を明示することにする。ほかに林屋辰三郎『平凡社ライブラリー 佐々木道善』（平凡社、一九九五年。初出一九七九年）を参照した。
- (65) 註（50）を参照。
- (66) 北条貞時十三年忌供養記（『円覚寺文書』『神奈川県史料編2』二二六四）。
- (67) 『新校群書類従』第一九巻所収。なお五味文彦はこの史料から佐々木導善を在京人の一人に数えている（前掲「在京人とその位置」参照）。
- (68) 佐藤進一『室町幕府守護制度の研究』上（東京大学出版会、一九六七年）「近江」の項。
- (69) 佐藤進一『室町幕府守護制度の研究』下（東京大学出版会、一九八八年）「出雲」の項。
- (70) 足利義詮御判御教書案（『佐々木文書』一五）。
- (71) 前掲森茂暁『人物叢書 佐々木導善』、細川重男『撰津と京極』（阿部猛編『中世政治史の研究』日本史料研究会、二〇一〇年）。
- (72) この点に関しては、以下のような研究が蓄積されている。下坂守「近江守護六角氏の研究」（『新谷和之』『近江六角氏』戎光祥出版、二〇一五年。初出一九七八年）、星野重治「南北朝内乱期近江国における佐々木京極氏の立場」（『古文书研究』五〇、一九九九年）、嶋田哲「室町期における佐々木京極氏と近江国「守護職」（『年報三田中世史研究』一一、二〇〇四年）など。
- (73) 後光厳天皇（カ）繪旨案（『佐々木文書』二五）。但し年号が元和三年となっており、写としての質は低い。文書名が推測であることはこの点による。しかし前掲の『鳥根原の歴史を語る古文書 戦国大名尼子氏の伝えた古文書―佐々木文書―本文編』が掲載している東京大学史料編纂所蔵の同文書の影写本をみると、「元」と「文」の崩しは似通っており、単なる写し間違いの可能性が高い。内容と時期の整合性からしても、この文書案の原本であろう文和の繪旨までを否定する必要はないだろう。
- (74) 前掲佐藤「室町幕府守護制度の研究」上「上総」項。
- (75) 註（74）に同じ。
- (76) 千葉氏胤の補任が康安二年（一三六二）に確認できる（註（74）に同じ）。な

- お佐々木導誉と上総国との関連については、文化史的な点も含め、外山信司「『三国伝記』「上総国極楽寺郷居住高階氏ノ女夢想ノ事 明大回経勝利也」をめぐって」(『旧国中世重要論文集成 安房国 上総国』戎光祥出版、二〇二二年。初出一九八九年)、木村修「佐々木導誉と上総・下総両国」(『成田市史研究』一七、一九九三年)がある。
- (77) 貞治六年九月五日足利義詮御判御教書案(『佐々木文書』四四五、同年九月十日足利義詮御判御教書案「佐々木文書」四六)。なお後者は相模守護三浦高通において材木座の打ち渡しを命じたものである。
- (78) 飯嶋については、材木座との一体性を指摘でき、和賀江(島)とともに鎌倉期以来の町場(湊・関)であったが、「新編相模国風土記稿」が引用する「応安三年記」によれば、「鎌倉に向へる号飯島之孤島、在家三百余宇、富饒所云々」とするよう、応安三年(一二七〇)に至っても在家が三百余軒も存在するほど繁盛していた地であったという。『日本歴史地名大系 相模国』「飯島」の項を参照。
- (79) 足利義満袖判御教書案(『佐々木文書』六四)。
- (80) 『実隆公記』永正五年(一五〇八)二月十七日条・同七年(一五二〇)五月七日条(『袖ヶ浦市史 史料編Ⅰ 原始・古代・中世』二二二、二三)。
- (81) 室町期荘園としての畔蒜荘については、拙稿「円覚寺領上総国畔蒜庄亀山郷と地域社会」(『鎌倉』一二〇、二〇一六年)を参照。
- (82) 室町幕府御教書案(『佐々木文書』五〇)・足利義満袖判御教書案(『同』五一)・室町幕府御教書案(『同』五二)。
- (83) 足利義満袖判御教書案(『佐々木文書』七二)。
- (84) 足利義満袖判御教書案(『佐々木文書』七八)・室町幕府御教書案(『同』七九)・室町幕府御教書案(『同』八〇)・真下加賀入道・中条大夫判官連署打渡状案(『同』八一)・室町幕府御教書案(『同』八二)。なお、ここにおける一連の三河国の所領の動向については従来全く検討されていないので、後日検討の機会を得たい。
- (85) 室町幕府御教書案(『佐々木文書』五五)。
- (86) 足利義満袖判御教書案(『佐々木文書』七三)。
- (87) 応永五年・足利義満袖判御教書案(『佐々木文書』七八)・応永九年・足利義満袖判御教書案(『同』九二)・室町幕府御教書案(『同』九三)。
- (88) 足利義満袖判御教書案(『佐々木文書』八八)・丹波国世木村。
- (89) 足利義持御判御教書案(『佐々木文書』九四)。美濃国鶴岡葦敷別符など。
- (90) 吉田賢司「武家編成の転換と南北朝内乱」(『日本史研究』六〇六、二〇一三年)。
- (91) 足利義持御判御教書案(『佐々木文書』九八)。
- (92) 前掲拙稿「円覚寺領上総国畔蒜庄亀山郷と地域社会」を参照。
- (93) 室町幕府御教書案(『佐々木文書』一〇九)。
- (94) 導誉(佐々木高氏)清滝・西念両寺定書(『徳源院文書』「中世法制史料集 第四巻 武家法Ⅱ」)。
- (95) 西島太郎「京極氏菩提寺の形成と変遷」(早島大祐編『中近世武家菩提寺の研究』小さ子社、二〇一九年)、西村清雄「佐々木京極氏と近江清滝寺」(サンライズ出版、二〇一五年)参照。
- (96) 拙稿「戦国期「荘園制」の収取構造と村落・侍」(『同』「中世後期の地域と在地領主」吉川弘文館、二〇〇二年)。
- (97) なおここで畿内近国に顕著な荘園制と導誉の「西遷」について言及しておく。註(94)の清滝・西念両寺定書を概観すると、寺院・寺領と対比して「庄家族」「庄家散在之輩」「庄内之土民」「庄内之道俗」が意識的に対自化されており、「惣庄」の活動も見える。これらは導誉が同地に本格的に本拠を形成するにあたり荘園制的な諸関係を意識し、それへの対処を試みていたことを端的に物語る。荘園制への立ち位置をこれ以上明らかなる素材は存在しないが、単に柏原荘を「侵略」する姿勢ではなく、醍醐寺の荘園支配とある意味の「共存」を志向していた可能性が高いと考える。これも「西遷」に当たった武家領主の一つのスタンスであることを指摘しておきたい。
- (98) 『滋賀県中世城郭分布調査6(旧坂田郡の城)』(滋賀県教育委員会、一九八九一年)四八、一九七、一九八頁参照。
- (99) 伊吹山の山岳信仰については佐々木孝正「仏教民俗学の研究」(名著出版、一九八七年)、満田良順「伊吹山の修験道」(五来重編『近畿霊山と修験道』(名著出版、一九七八年)、戦国期の上平寺城については伊吹町教育委員会編『京極氏の城・まち・寺』(サンライズ出版、二〇〇三年)参照。
- (100) 足利尊氏袖判御教書(『佐々木文書』九)。
- (101) 『日本歴史地名大系 滋賀県』「勝楽寺」「勝楽寺城跡」。
- (102) 年未詳(建武四年カ)佐々木導誉書状(『多賀大社文書』二〇)『多賀大社叢書 文書篇改訂版』。前掲森茂暁「人物叢書 佐々木導誉」六四頁。
- (103) 前掲森茂暁「人物叢書 佐々木導誉」四六・二〇一頁。
- (104) 『八坂神社記録』上(『八坂神社叢書』一)。
- (105) 延文元年八月三日佐々木導誉寄進状、同二年七月八日佐々木導誉寄進状(『東京大学史料編纂所架蔵影写本』「金蓮寺文書」)。
- (106) 註(51)でふれた東国の最宝寺には、導誉の孫高詮の明徳四年(一二三三)の安堵状と、その孫持清の享徳元年(一四五二)の安堵状がある(前掲「最宝寺文書」五一〇四・六一三九)。その後もこの寺には京極氏の安堵がなされていたのである。
- (107) 加藤哲「鎌倉・南北朝期における近江朽木氏の世代と所領」(『国史学』一〇

- (108) 朽木氏伝来の「朽木文書」については、「内閣文庫影印叢刊 朽木家古文書上・下」(国立公文書館)により番号を示す。翻刻については奥野高広・加藤哲校訂『史料纂集 朽木文書』第一・二(統群書類聚完成会)がある。なお内閣文庫(国立公文書館)所蔵ではない朽木家伝来分の翻刻については、藤田達生・西島太郎校訂『朽木家文書』第一・二(八木書店)があり適宜参照した。
- (109) 仲村・西島の作成した高島氏・朽木氏関係系図をもとに筆者作成。
- (110) 池殿所領については、岡野友彦「池大納言家領の伝領と関東祇候廷臣」(同『中世久我家と久我家領荘園』統群書類従完成会、二〇〇二年。初出一九九九年)を参照。そのほか湯山学『相模国の中世史』(私家版)、湯山前掲論文四六頁、「鎌倉市史総説編」(鎌倉市、一九五九年)などを参照。
- (111) 仲村は、甲斐(狩野)為時と義綱の父頼綱との鎌倉での繋がり、ともに得宗被官であることを理由に、奥州所領の獲得を位置付けている(前掲論文)。得宗との関係も含めた頼綱の時代における両者の関係については、後考を期したい。
- (112) 永仁七年山城久多荘地頭代貞能・近江朽木荘地頭代祐聖連署和与状(「朽木文書」一〇二)、正安元年六波羅下知状(同「四二二」)。
- (113) 正安元年近江朽木荘雜掌有西和与状(「朽木文書」一〇二)、正安元年六波羅下知状(同「四二四」)。
- (114) ④の史料は葛川の側に残されている。前掲仲村論文二一〇頁。
- (115) 前掲註(3) 秋山・井上論文参照。
- (116) 鎌倉幕府下知状(「朽木文書」四二五)。
- (117) 蔵持重裕「太良荘の古老」、同「中世古老の機能と様相」(いずれも同『日本中世村落社会史の研究』校倉書房、一九九六年。初出一九八一年、一九八七年)。
- (118) 正慶元年九月二三日鎌倉幕府下知状(「朽木文書」一四九)、同年一月二日鎌倉幕府下知状(同「一五〇」の二通が残されている)。
- (119) 朽木時経代明祐申状(「朽木文書」四二七)。
- (120) これを同一人物とみなす点(改名)については前掲加藤哲論文に従う。
- (121) 朽木義氏軍忠状(「朽木文書」四二八)。
- (122) 朽木義信軍忠状(「朽木文書」四二九)・朽木義信軍忠状(同「四三〇」)。
- (123) 田中大喜「南北朝期武家の兄弟たち」(同「中世武士団構造の研究」校倉書房、二〇一一年。初出二〇〇五年)。
- (124) 尼心阿和与状(「朽木文書」一〇三)・心阿代浄円・朽木義信代光円連署和与状(同「一〇四」)。
- (125) 足利直義下知状(「朽木文書」四)。
- (126) 朽木経氏讓状案(「朽木文書」四三二)。
- (127) 足利義詮御判御教書(「朽木文書」二二)。
- (128) 足利義満御判下文案(「朽木文書」六八九)。
- (129) 足利義満御判下知状(「朽木文書」五)。
- (130) 加藤哲前掲論文。
- (131) 足利義満御判御教書(「朽木文書」二四)。
- (132) 左衛門尉某渡状(「朽木文書」四四)。
- (133) 朽木氏綱讓状(「朽木文書」一一二)。
- (134) 足利義満御判下文(「朽木文書」二二)。
- (135) 朽木能綱讓状(「朽木文書」一一四)。
- (136) 朽木氏綱讓状案(「朽木文書」四三四)。
- (137) 註(133)に同じ。
- (138) 朽木妙林(氏秀)讓状(「朽木文書」一一三)。
- (139) 朽木能綱申状案(「朽木文書」四三五)。
- (140) 朽木頼氏軍忠状(「朽木文書」四三一)。
- (141) 板崎為重軍忠状(「朽木文書」七二七)。
- (142) 康暦二年丹後国倉橋荘与保呂村年貢米結解帳(「朽木文書」七六〇)、永徳三年丹後国倉橋荘与保呂村年貢注進状(同「七六一」)。なお仲村前掲論文二二七頁〜二三四頁に当該史料の一部の翻刻と分析がある。
- (143) 西島前掲「戦国期室町幕府と在地領主」、拙稿「中世後期における在地領主の取組と財政」(同『中世後期の地域と在地領主』(吉川弘文館、二〇〇五年。初出一九八八年)。
- (専修大学文学部、国立歴史民俗博物館共同研究員)
(二〇二二年一月二日受付、二〇二三年五月二二日審査終了)

**About the Omi-Genji Sasaki Clan's "Seisen" (Return to Omi) :
Case Study of Mr. Kyogoku Sasaki and Mr. Kuchiki Sasaki**

YUASA Haruhisa

This paper examines the "westward transfer" and "northward transfer" of medieval samurai groups, which have been attracting attention in recent years, by examining the case of the Sasaki clan, a prominent medieval family. In the Kamakura period, samurai groups placed their clans in various parts of the Japanese archipelago and ruled through their networks, but after the period of the Northern and Southern Courts, they settled in one of them and aspired to control the region. Elucidation of this aspect is an important issue for research on medieval samurai groups. Therefore, in this paper, I will discuss how the Sasaki clan, which was originally based in Omi Province but developed in the eastern part of the country under the Kamakura Shogunate, returned to Omi. This is what I discussed.

Key words: westward transfer, medieval samurai groups, the Sasaki clan, Omi Province